

第百十八回 参議院環境特別委員会会議録第六号

平成二年六月十三日(水曜日)
午前十時三十分開会

委員の異動

六月六日

辞任

栗森 喬君

補欠選任

中村 鋭一君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

大森 昭君

委員

松浦 孝治君

森山 眞弓君

清水 澄子君

広中和歌子君

井上 章平君

石川 弘君

石渡 清元君

山東 昭子君

須藤良太郎君

原 文兵衛君

山崎 竜男君

久保田真苗君

國弘 正雄君

篠崎 年子君

田淵 勲二君

高桑 栄松君

沓脱タケ子君

中村 鋭一君

山田 勇君

国務大臣

国務大臣
(環境庁長官)

北川 石松君

政府委員

環境庁長官官房
長

渡辺 修君

環境庁長官官房
審議官

高橋 光男君

環境庁企画調整
局長

安原 正君

環境庁自然保護
局長

山内 豊徳君

環境庁大気保全
局長

古市 圭治君

環境庁水質保全
局長

安橋 隆雄君

事務局側

第二特別調査室
長

宅間 圭輔君

説明員

環境庁長官官房
参事官

小林 康彦君

厚生省生活衛生
局水道環境部水
道整備課長

藤原 正弘君

厚生省生活衛生
局水道環境部環
境整備課長

坂本 弘道君

厚生省生活衛生
局水道環境部環
境整備課長

三本木 徹君

厚生省生活衛生
局水道環境部環
境整備課長

村上 秀徳君

厚生省生活衛生
局水道環境部環
境整備課長

吉崎 清君

厚生省生活衛生
局水道環境部環
境整備課長

松井 大悟君

厚生省生活衛生
局水道環境部環
境整備課長

鈴木 俊夫君

厚生省生活衛生
局水道環境部環
境整備課長

鈴木 俊夫君

厚生省生活衛生
局水道環境部環
境整備課長

鈴木 俊夫君

厚生省生活衛生
局水道環境部環
境整備課長

鈴木 俊夫君

厚生省生活衛生
局水道環境部環
境整備課長

鈴木 俊夫君

厚生省生活衛生
局水道環境部環
境整備課長

鈴木 俊夫君

厚生省生活衛生
局水道環境部環
境整備課長

鈴木 俊夫君

厚生省生活衛生
局水道環境部環
境整備課長

鈴木 俊夫君

厚生省生活衛生
局水道環境部環
境整備課長

鈴木 俊夫君

厚生省生活衛生
局水道環境部環
境整備課長

鈴木 俊夫君

厚生省生活衛生
局水道環境部環
境整備課長

鈴木 俊夫君

厚生省生活衛生
局水道環境部環
境整備課長

鈴木 俊夫君

厚生省生活衛生
局水道環境部環
境整備課長

鈴木 俊夫君

厚生省生活衛生
局水道環境部環
境整備課長

鈴木 俊夫君

閣提出、衆議院送付)

○スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法
律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(大森昭君) ただいまから環境特別委員
会を開会いたします。

水質汚濁防止法等の一部を改正する法律案を議
題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、
これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○篠崎年子君 昭和四十五年に制定されました水
質汚濁防止法等によって河川の状況はかなりよく
なったと言われております。しかし、都市を流れ
る川やその川が流入する湾、湖や沼等ではまだ水
質汚濁がなかなか改善されない。そういうことで
水質汚濁防止法等の一部を改正する法律案が出さ
れたものと思いますが、生活排水が七割あるのは
六割ということ、特に生活排水に絞られた
ものだと思います。この点については後でまたお
尋ねをいたしますけれども、私は、まずこのよう
な法律によりまして環境が美しくなる、汚濁が防
止される、そういうことの一面で、また、国の行
っている事業によって環境が破壊されていること
があるのではないだろうかということでもまずお
尋ねしたいと思っております。

けさの新聞によりますと、クマガラが巣をつく
っているところの木伐採については、営巣の間
は五百メートル以内の伐採をとめるとか、あるい
は育てる間は一キロメートルですかその伐採をと
めるとか、そういうことを林野庁が打ち出したと
いうことで、これは自然保護の立場から大変結構
なことだと思っておりますが、一方で、先ほどど
ちよと申しましたように、長良川という川がござ
います、私たちは先日そこちよと見学に参

りました。河口せきの問題でいろいろ論議をされ
ているということがありまして、地元の方々ある
いは町長さんたちからもお話を伺いましたわけ
です。

そのときに長良川の方々がおっしゃっておりま
したの、塩害を防止する、海水が上から入らな
いようにせきをつくるんだ、あるいは洪水から附近
の町を守るためにせきをつくるんだ、そういうこと
で今河口せきの建設が進められているけれども、
一方で、河口せきをつくることによってヘドロの
堆積とかあるいは水質の汚濁とか、そういうこと
につながるのではないだろうかということで大変
心配をしている、そういうお話がございました。

一週間ほど前でしたかNHKでも、一時間番組で
したか長良川のことを取り上げて大滝秀治さんの
ナレーターで放映されておったようでございま
すけれども、ああいったような川というものは一
遍汚されてしまおうと取り返しのつかないことにな
るのじゃないだろうか。

そういうことで、環境庁の方針としてというこ
とではなくて、環境庁としてこのことについてど
ういうふうな御感想を持っていらっしゃるのかと
いうことでまずお尋ねをいたしたいと思います。

○政府委員(山内豊徳君) 私どもは、もちろん河
川を初めとする自然環境の保全について十分目を
光らすと申しますか、そういう立場にあるわけで
ございまして、一方、この河口せきの問題は、私
どもの理解でも河川の治水、災害防止、あるいは
利水と申しますか、水利用と今申しました自然環
境の保全の調和という問題ではないかというふう
に理解しております。

具体的な意味で長良川の河口せきの計画につ
いては既に政府部内の決められた仕事として始ま
っているわけでございまして、現時点で私どもが自
然保護行政上の権限から何か物を申し上げるとい

立場にございせんけれども、そこは今申しました両方の調和がぜひ十分図られるように配慮が行われてほしいということを期待しているところでございます。

この河川がどういう性格のものであるかその他につきましては、私も五年に一度行っております緑の国勢調査によるデータなどもございまして、そんな立場で今までも国会でも御答弁してまいりましたし、また政府内部でも対応してきている状況でございます。

○篠崎年子君 この長良川のことにつきまして、環境庁だけではなくて建設省とかあるいはその他の省庁に関係があるかと思っておりますので、日を改めてまた環境全般のことについてということでお尋ねいたしたいと思っておりますけれども、考えてみますと、利水あるいは治水ということと計画が立てられましたのは今からもう三十年、四十年ぐらい前のことではないだろうかと思っております。ですから、その当時としますと、その川下の方で発展しております工業地帯の工場の様子とか水の利用の状況とか、そういうことも大変変わってきているかと思ひますし、また、その河口まわりの一応漁民の皆さん方や周辺の皆さん方の承諾も得ていることではありますけれども、社会情勢あるいは経済情勢、その他の情勢から見ればこれがどうしても住民の承諾が得られないという場合には、国の施策として行われているとしてもまた考え直すときが来たら考え直すことができないだろうかということで、本日は先へ進ましていただきます。

初めに、リゾート法と水濁法との関係についてということでお尋ねをいたしたいと思います。

一九八七年、昭和六十二年の六月九日に施行されました総合保養地域整備法、いわゆるリゾート法ですけれども、本日議題となっております水質汚濁防止法等の一部を改正する法律案、一口に言えばこれは良好な水質環境を守るために策定しようとするものだと思ひしておりますけれども、この法律によってリゾート法はかえって環境破壊を

もたらすことにつながるのではないかと思います。この点につきまして環境庁長官はどのようにお考えでしょうか。

○国務大臣(北川石松君) 委員の御質問にお答え申し上げます。

環境庁といたしましては、せっかくのリゾート地の整備が良好な自然環境の破壊とならないように、特に自然公園の保護と利用に配慮して構想の早い段階から十分な調整を図るよう努力してまいりましたし、今後とも自然環境の保全の観点から適切に対処してまいりたい、このように思っております。

○篠崎年子君 続けてお尋ねいたします。

このリゾート法は四全総によるリゾート開発がその基礎にあると思ひますが、このことによつて国土と自然への巨大開発が進んで地価の高騰やあるいは環境破壊が進行しているのではないかと思います。

ここに一九八九年十二月現在ということで国土庁、日本開発銀行その他となっておりますが、出された資料がありますが、それによりますと、リゾート構想の特定地域面積は約七百二十五万ヘクタールということで対国土面積一九・二％ということになっているようです。農地の約一・三倍もの面積がリゾート構想の中に入っていくということになると思ひますけれども、特にリゾート法の第五条の五項では「主務大臣は、基本構想につき前項の規定による承認をしようとするときは、環境庁長官その他関係行政機関の長に協議しなければならぬ」と規定されております。特にこの第五条で「環境庁長官その他」と、こういうふうになっているところも、なぜ環境庁長官というところが一番初めに出されたのか、このことに私は大きな意味があるんじゃないかと思ひますが、この点はいかがでしょうか。

○国務大臣(北川石松君) 篠崎委員の環境を思う御質問でございます。良好な自然環境を生かしていくべきことは一番大切なことでございます。そういう点で、その実施に当たりましては自然環

境の保全ということをも十分配慮する必要があると思います。

特に環境庁長官が基本構想の承認の際の協議大臣と明記されておられることは、環境を守らなくちゃいけないという立場からであろうと思っております。

○篠崎年子君 そういう意味からも、これから特に環境を守るといふ立場からしっかりと長官、頑張つていただきたいと思います。

次に、そこに協議しなければならぬという項目が挙げられておりますけれども、今までリゾート法施行後三年たつておりましたたびたび協議がなされたのではないかと思います。今までの協議の御様子など説明いただけますでしょうか。

○政府委員(山内豊徳君) ただいま大臣からも御答弁申し上げましたように、それからまた特に関係行政機関の一つという意味だけではなくて法律上はつきり環境庁長官との協議が明記されたことにつきましては、立法段階でのいらないきさつもございまして、そんなこともございまして、今先生が御指摘になりました五条五項の承認の際の協議以外にも、まず六省庁で今後のリゾートの整備方針を決めますとき、つまり基本方針を決めますときにもかなり時間をかけて私ども協議を受けまして、これは、環境庁では自然保護局だけではございまして、水質の問題については水質保全局、騒音その他につきましては大気保全局を束ねまして企画調整局窓口で相談をいたしました。

その結果、実は基本方針でも幾つかの、今後の各県の基本構想の協議を受けるときの審査のポイントが決められておりますが、それは時間の制約もございまして御紹介いたしません。今お尋ねの件は、それに基づいて幾つかの県から基本構想の承認に際して環境庁長官が協議を受けたはずであるが例えばどんなことをチェックしているかという御質問かと思ひます。

御案内のように、法施行後現在までに環境庁長官が正式に協議に対して同意をお与えしましたのが二十一県の構想になっておりまして、それぞれ

いろんなケースがございましたものですから、今大臣が申しましたようになるといふ県がそういう構想をつくる段階から私どもにもいろいろ情報を入れてもらいまして、いわば正式に国土庁から書類が回ってくる前に我々かなり綿密なチェックをしたわけでございます。

一番大きな課題は、何と申ししても国立公園、国立公園、場合によつたら県立自然公園の中に余り大きな建物の建設計画を持ち込むことは、これは基本方針の段階でも議論をいたしましてなるべく控えてもらいたいということを決めておりますので、この点については県が青写真をかきますときにそういった自然公園地区を極力外すという前提でまず立案してもらつたように私どもとしても働きかけてきたところでございます。

次に、仮に自然公園の中に特定地域が重なる場合でも、先生先ほどおっしゃいましたように、特定地域の面積数だけをとりまして、県の面積の二割、三割と非常に広いのでございまして、このリゾート構想では特定地域の中に特に建物的なものを重点的に整備する重点整備地区というのが大体一つの県の計画で七、八カ所ございまして、これについてはさらに具体的なチェックが必要でございまして、実は中には海岸に予定されますホテルの排水について非常に心配が残る問題、あるいは景観の上からも自然公園に近接したところのゴルフ場なりあるいは場合によってはスキー場といったものが景観保護の上からも非常に懸念があるという場合にはできれば原案を少し変えてもらうような調整をしたこともございまして、中には幾つかの県で、今申しました海岸の水質汚濁についての環境悪化防止について、事業の実施段階で十分我々としてもチェックをするし、また県当局においてもチェックをしてほしいという条件をつけて協議に応じた例もございまして。

総じてやはり共通して言えますことは、今申しました建物を建てる重点整備地区の事業実施段階では、すぐれた自然環境の保全に努める見地からも、景観との調和とか、場合によっては緑化とか

それ以外の件につきましては、お尋ねの件はあるいは一般的に今申しました特定地域の状況なり重点整備地区の状況を、協議を受けるんだから個別に審査するの必要を感じないかという御質問かと思

○説明員(村上秀徳君) ただいま申し上げました

念のためにお尋ねいたしたいんですけれども、生活排水と言う場合には、人間が営む生活全般から出る排水ということで炊事、洗濯、入浴、それ

がりまして何らかの農業規制をしなければなら
ないという状況になってきたこと、あるいは環境
白書の五十四ページにも出ておりますけれども、平
成元年の十一月に北海道の養魚場のヤマメなどが

上流にありますゴルフ場で不適正に散布された農薬が下流に流れてまいりまして何万匹かが一遍に死んでしまったという被害を受けたというようなことがありました。そういうことから五月十七日に厚生省が「ゴルフ場使用農薬に係る水道水の安全対策について」ということの通達を出されたんじゃないかと思うわけです。また、五月二十三日には続きまして環境庁が「ゴルフ場使用農薬に係る暫定指導指針について」を発表されております。

厚生省の方は「使用農薬に係る水道水の安全対策」という言葉で出されております。環境庁の方からは「暫定指導指針について」ということで出されておりますが、この「暫定」と「安全対策」の違いはどういうことなんでしょうか。

○政府委員(安橋隆雄君) ゴルフ場で使用されます農薬の水質汚濁の未然防止という方策を早急に確立しなければならぬという緊急の課題に對しまして、五月二十四日付で私どもの方から暫定指針の通達をさせていただいたところでございます。

この暫定指針は、現在得られます農薬に關しまず知見をもとにいたしまして、医学、薬学あるいは公衆衛生学等の専門家にも意見を聞いて、人の健康にとって安全である農薬のゴルフ場からの排水の基準ということで慎重に決めさせていただいたわけでございます。

この場合の暫定と申しますのは、今後、新しい知見が得られますとか指針の適用状況あるいは実態把握等の状況によりまして対象農薬を新たに追加いたしましたり指導内容等の改善を図るといふようなことがあり得るという意味で暫定という言葉を用いさせていただいたわけでございます。

○篠崎年子君 それでは、まださらに今後研究を進められてその知見等によりまして追加をするということもあり得る、あるいはもっと厳しくするということもあり得るということですね。
次に、厚生省と環境庁の指針値の十倍の違いについてです。

これも先般の委員会でお尋ねいたしましたので、私よく飲み込めませんでしたので、速記のところに参りまして速記録を見たわけです。ところが、それを見ましてもどうしても意味がわかりませんでしたので、再度お尋ねして大変恐縮ですがけれどももう一度御説明いただけないでしょうか。

○政府委員(安橋隆雄君) 環境庁の方で出した指針値と厚生省の方で出されたゴルフ場の使用農薬に係る水道水の暫定的な水質目標値との関係は、ちょうど工場、事業場からの排水に係る規制基準と水道水の水質に係る規制基準との間の照応関係と同一ということ、おっしゃいますような意味での十倍という値を決めさせていただいたわけでございます。この事業場からの排水に係る基準と水道水の規制基準というものの関係は十数年來ずっと用いられてきている関係でございますので、今回のゴルフ場に係ります関係もこれと同一のものを採用したということでございます。

○篠崎年子君 工場等の場合ということの例で十数年來たつたということですが、考えてみますと、ゴルフ場というのは最近で出しまして、取水口とゴルフ場との距離が非常に近い、そういうところは認定されないとあるかと思ひますけれども、大変流れが急であるとかあるいは距離が非常に近かったということ、距離が近ければ十倍の違いというものももっと少なくなるんじゃないかと思ひますけれども、その辺はどうなんでしょうか。

○政府委員(安橋隆雄君) この十倍という関係は一般的な関係で用いているわけでございます。私どもでも出させていたいただきましたこの通達におきまして、今おっしゃいましたように、ゴルフ場の排水口と水道水との距離が近接しているとかあるいはゴルフ場が非常に密集している、そういう特別の地域の条件がありますような場合には、都道府県におきましてその地域の実情に應じまして私どもが出しました指針値にかえて、より厳しい指針値を適用することができるということで、現実の適用に当たりましては都道府県知事の御判断

断にお任せする、より厳しい値を決めることもできるというような形で現実的な対応をさせていただいているわけでございます。

○篠崎年子君 今の御答弁は、計算をするあるいは実際に取水して検体をとってきて検査をするというの、都道府県あるいは市町村の仕事になつてくるわけですね。

そうしますと、市町村では実際に職員が非常に仕事が多過ぎて勤務をオーバーするんじゃないかと思ひますが、この辺については人員の把握とかあるいは財政的な補助とか、そういうことはどんなふうになつていっているんでしょうか。

○政府委員(安橋隆雄君) ゴルフ場からの農薬の流出の実態につきましては、既に一昨年から環境庁の方で実態把握をお願いしたいということで都道府県の方に実態の調査をしていただいているわけでございます。平成二年の三月末現在で一万三千八百検体の検査を都道府県の方でやっていたたきまして、環境庁の方に御報告願つていたという実績が既にあるわけでございます。このような状況から見まして、今回の指針値の施行後におきましても、都道府県において適切な実態把握が引き続き行われるものであるというふうに私どもとしては期待をしているわけでございます。

財政的な面につきましては、環境庁は従来から都道府県に水質の分析機器の整備拡充ということで財政的な援助をしてきているところでございまして、そういった分析機器を御活用願えばいいのじゃないかというふうに考えております。

○篠崎年子君 今お話がありましたように、都道府県でそれぞれの地域の実情に應じてまた指針値にかわるものを設定するというところで厳しい措置もとられていくと思ひますが、先般新聞にちょっと出ておりましたけれども、茨城県では指導要綱を改正して農薬三十種類の使用回避を決めたということが報道をされておまして、その中では、環境庁の指針の二十一種類のうちの八種類が使用できないことになっている、こういう厳しい規制が行われるということでございます。

そうしますと、やはり環境庁としても、先ほどこれから見直していつて暫定をもっとより安全なものにしていくということでございますので、今後十分に御努力をいただきたいと思ひますが、この点について再度お尋ねいたします。

○政府委員(安橋隆雄君) 県の方でそれぞれの地域の実情に應じた御判断で、私どもが指針値をつくりました農薬、つまり排水口でその指針値を超えない値でありますと十分御注意いただいて使つていただけるということに国の一般レベルでなっております農薬につきまして、毒劇物でありますとかあるいは水生生物に特に強い影響を与えるようなものについての使用を極力避けるというような御指導をなさることは今回の通達でも認めているところでございます。

その制限の仕方あるいは農薬の使い方につきましては、都道府県の実情に應じた現実的な対応がなされるものと思ひておられるわけでございますが、環境庁といたしましては全国一律のいわば基準というところで一般的な基準をお示したわけでございます。それも、ただいま御説明しましたように、緊急な事態に對するために専門家の意見も聞いて十分慎重に出したものでございましてけれども、今後知見が変わってくるというようない知見が得られるとかいうようなことになりまして新しい知見の改善というようなこともあり得るのではないかと考えているわけでございます。

○篠崎年子君 水濁法の中には、特定施設というものを設けて制限されるようになっていふようにでありますが、この特定施設ということの中にゴルフ場は加えられないものでしょうか。

○政府委員(安橋隆雄君) 水濁法上の特定施設というのは、工場、事業場に設置されます汚濁物質を流し出すような施設を典型的に頭に置いて構成されているものでございましてけれども、このような面的な広がりを持つゴルフ場全体を水濁法の工場、事業場に設置されている特定施設というよう

なことで規制対象施設にするかどうかについてはいろいろな面でも慎重に検討していく必要があるんじゃないかとこのように考えておりました。むしろゴルフ場の農業排水問題というのは、ただいまも申し上げましたとおり、農業のゴルフ場からの排水の暫定指針という通達も出したところでございますので、当面この指針によります対策を実施していきまして、都道府県に十分実態の把握に努めていただきますとともに、この指針の範囲内でさらにできるならば農業の使用量を削減していただくというように対応していただくのがいいのではないかとこのように考えているわけでございます。

○篠崎年子君 次に、環境白書について少しお尋ねしたいと思っております。

環境白書は、これは総論と各論に分かれて提起してありまして、環境庁にそれなりのやる気が見受けられて大変私も敬意を表するところでありますが、その中で三百三十八ページに「水道水源の汚濁」という項がございます。そこに「水道水源の汚染事故により影響を受けた水道数は昭和六十三年度には七十三か所であった。前年度よりも九カ所減少している」ということで大変結構なことだと思っておりますけれども、これはどういうふうな汚染事故があったんでしょうか。

○説明員(藤原正弘君) お尋ねの事故件数でございますが、各水道事業体から報告のありました水質事故について整理したものでございまして、昭和六十三年度に被害を受けた事業体の数は白書にありましますように七十三カ所でございます。その七十三の事業体における事故の総件数は百一件でございます。それを前年と比較しますと、前年はこの水道事業体の数が八十二カ所でありまして、先生おっしゃいますように九カ所多かったわけでありまします。また、その件数は百四十一でありまして、これも四十件ぐらゐ多かったわけでありまします。

それで、どういふ事故があったか、また変化したかということでございますが、内訳をちょっと

見てみますと、油の流出というのが六十三年度三十四件、それから工場からの汚濁物質の流出が十七件、それから工事とか災害による濁水、これが十七件、その他三十七件ということでありまします。前年と比較して大きく変化しておりますところの油の件数を見ますと、工場からの汚濁物質の流出の事故の件数というところが大きく減少しております。このこととございまして、全体的な件数は、年によりましていろいろ変化しておりますので六十三年度は変化しておりますが、まだもう少し次の年も見てみたいと全体的な減少傾向であるかどうかというところははっきりしないと思っております。

○篠崎年子君 今の御説明によりまして、油というものが出ておりますけれども、この油というのは工場の油なんですか、それとも家庭からの油なんですか。

○説明員(藤原正弘君) 油が流出したというもののの中で先ほど三十四件と申しましたが、工場の操業のミスで油が流れ出たというものはそのうち十二件でございます。それから、車両ですが、これの事故でこぼれたというのが五件でございます。その他十七件ということになっております。

○篠崎年子君 今の欄の一番最後の方にもありますように、「水道の水質は、可能な限り清浄であることが望ましく、水源水質の保全は一層重要な課題となつてゐる」ということになっておりますので、これからも十分気をつけてやっていただきたいと思つております。

次にお尋ねいたしますが、今読み上げました文章にもありますように、「水道の水質は、可能な限り清浄であることが望ましく」と、こうなっております。国としても水道水源への注意を十分していかなければならない問題だと思つております。特に水道法の中では「清浄にして豊富低廉な水の供給を図り」ということになっております。

この水源対策につきましては環境庁の方でも今後十分御努力を払っていただきたいと思つておりますが、そこにもありますように水源が「可能な限り」「望ましく」ではなくて、これは言葉をもつ

と強めて書いておいた方がいんじゃないかと思つておりますが、この辺はいかがでしょうか。

○政府委員(安橋隆雄君) 御指摘のように、水道水源の水質の保全ということは非常に重要な問題でございます。環境庁で所管しております水質保全行政上も最重要課題の一つであるというふうな認識をしております。このために、水濁法によりまして各種の排水規制をございまして、あるいは湖沼水質保全法に基づきます湖沼水質保全計画の着実な実施ということで積極的に水をきれいにする必要がある水道水源については特に重点的な対策を実施しているということでございます。

表現が受け身形になっていふことで委員に消極的な印象を与えたかもしれないが、私もとしてはまさに積極的に最重要課題として水道水源の保全ということに取り組んでいふところでございまして、ひとつ御理解いただきたいと思つております。

○篠崎年子君 今年度の環境白書の副題が「地球にやさしい足元からの行動に向けて」という言葉を使つてありまして、地球規模の環境問題に取り組んでいる姿勢を見せていらつしやるということに敬意を表したいと思つております。

そのことには同感ですけれども、地球規模ということを強調するより、足元が見落とされてはいけないと思つておられます。やはり自分の足元がまず第一だと思つておられます。その意味で今度の水濁防止法で生活排水を取り上げたということは大切なことだろつと思つておられますが、この環境白書の中に昨年ありました「都市の生態系循環の再生」といふようなことで、都市化とそれから水質汚濁の進行あるいは水道原水の水質の推移とか河川の経年変化といったようなことがちゃんと抜けているような気がするんです。特にこれは水濁防止法等の一部を改正する法律案が出された年でもありますが、やはりそのところによつと触れていただきたかったなという思いがするんですけれども、いかがでしょうか。

○政府委員(安橋正君) 先生御案内のように、環境白書におきましては毎年特定のテーマを掲げまして特集を組ませていただいております。ございまして、昨年は「都市の生態系循環の再生」の問題を取り上げさせていただきました。そして、この白書におきましては地球環境問題の国内の取り組みを中心として特別テーマとして取り上げさせていただきました。

しかし、地球環境問題と申しまして、やはり、具体的な解決は、先生御指摘のとおり、足元から地道に着手して対応していくことが必要でございます。その際、地球環境問題だけではなくて、あわせて国内の環境問題も一体的に取り組むということが重要であらうと考えております。そういう観点に立つて今回の白書ではいろいろな具体的な政策提言をさせていただいております。この中でございまして、国、地方公共団体、民間企業、国民、それぞれの主体がこういうことをやっていたらいいんじゃないかということを提言させていただいたわけでございます。

そこで、先生がおっしゃっております都市の水循環の問題が十分ではないんじゃないかという御指摘でございますが、それにつきましても私も私も引き続き重点的に取り組んでいく必要があると考えておられます。白書ではございませうが、今後の都市づくりには昨年提起いたしましたような考え方を具体的に組み込んでいただくことが必要だと考えておられます。地方公共団体におきましてエコポリス計画を策定するというような場合にそれに助成をさせていただくというようにこともやっておられるわけでございます。それから具体的に白書で提言しましたようなことを進めていくための対応戦略をどうしたいかということも今環境庁内部で鋭意検討を進めさせていただいております。

なお、この白書の中では、それに関連する部分としましては今申しました「地方公共団体の取組」という中で「環境にやさしいまちづくりの推進」というところである程度の叙述をさせていただいた

ておるといふことでございます。

○篠崎年子君 さらにお尋ねいたしますが、環境白書の副題が「地球にやさしい足元からの行動」ということについて、先ほどは足元を大事にしなければならぬと、こう申しましたが、また一方では地球規模も考えていかなければならないと思ふわけですか。

御存じのとおり、本年四月二十二日は世界的にアースデーということでいろんなところで取り組まれております。地球環境を守るといふことで取り組まれているわけですが、全世界で百三十カ所、約一億人の人たちがこれに参加したと伝えられております。我が国でも、民間団体等が主催をいたしまして夢の島を中心とした地区とあるいは各地域でもそれぞれの行動が行われております。百カ所ぐらいのところでこれが行われたと報じられておりました。何でも役所が主導しなければならぬということではなくて、民間が主体的に取り組むということも大切だと思ひます。しかし、環境庁という名前が前記にある以上は、やはり環境庁がこういうところに主導権を發揮していただきたいなと思ふのですが、この点についてはいかがでしょうか。

○政府委員(高橋光男君) ただいまの委員の御質問でございますが、特にアースデーにつきましては、御承知のようにアメリカの民間団体が中心となりまして四月二十二日に行われたということ、それに呼応しまして国内でもいろいろな民間団体が四月二十二日に今御指摘ありましたようにいろんな催しを行ったことは私も承知しているわけでございます。

このように民間団体がそれぞれの立場から環境をよくするための行動を起こすということとは非常に意義のあることでございますし、また望ましいことであるといふふうに考えております。

一方、委員御承知かと思いますが、国連の第一回の人間環境会議、一九七二年でございますが、この会議におきまして国連の環境の日というのが六月五日と定められたわけでございます。この制

定に当たりましては日本政府代表の提案によりまして行われたという経緯もございまして、国連機関におきましてはこの六月五日を国連環境の日としてことしいろいろな国々で行事が行われております。国内におきましてもこの六月五日を初日にいたします一週間の環境週間といたしまして、地方公共団体、そのほか民間団体を含めまして、私どもの承知している限りにおきましては三百以上の団体、機関が七百以上のいろいろな催しを行っているといふことでございます。

特にことしにつきましては、先ほど来のお話もありましたように、やはり環境意識の高揚を図っていかねばならないという観点から、東京都におきましては環境庁以外の団体も含めまして七団体でエコライフ・フェアというのを行っております。エコライフというのはエコロジカルなライフスタイルという意味でございます。まさに一人一人がみずからの生活の中でエコロジカルに調和した生活をしていくということの意識の喚起のためのフェアでございます。このような催しを通じて今後ともこのような国民一般の足元からの環境改善の努力ということに對しましての広報活動を図ってまいりたいと思っております。

○篠崎年子君 次に、この改正案についてさらにお尋ねをいたしたいと思ひます。

河川、湖沼等の汚濁負荷の約七割が家庭からの排水だと言われております。家庭からの生活排水と企業からの排水とは根本的にその物質が違っていると思ふのですけれども、それを一律にBODとかCODとかで河川、湖沼の汚れをくくってしまうというところに少し問題があるのではないだろうか。と申しますのは、物質の分解性ということも考えなければならぬんじゃないだろうかというところで、環境白書の中でも、環境に優しい商品の使用や普及に努めると先ほどお話がありました。が、そういうふうな努力をするということから考えてみましても、環境に優しい商品の使用というところについては、これは長い目で見た場合に結局分解性のあるものあるいは分解されて自然に返

っていくものと、そういうふうなことを考えていらっしゃるんじゃないかなと思ひますが、この辺はいかがでしょうか。

○政府委員(安原正君) 先生おっしゃいますように、家庭排水と企業排水とはこれに對します対応の施策の方法も違えていかなければならないと思つておられるわけですが、その前提として、汚れをはかる尺度といたしましてはBODなりCODなりというふうな共通の尺度ではかることがまず必要ではないかと思ふわけでございます。むしろ産業排水の方は水質汚濁防止法、四十五年に制定されて以来、罰則をもつて担保された厳格な排水規制を行っているわけでございます。家庭排水についてはそういう制度もございませんでしたし、今回何らかの制度的仕組みが必要だということで仕組みを御提案申し上げているわけでございます。

ただ、企業排水と同じような手法で取り締まるということとは家庭排水についてはなじみがたいといふことでございまして、やはり各家庭に水質保全の重要性を理解していただきまして、各家庭一戸一戸から流れ出る汚濁負荷量は小さくてもやはり汚染の原因になっているんだということを御理解いただきまして、その上でできるだけ汚さずに流していただくということ、御協力をいただくということが必要だと思つておられるわけでございます。

それからもう一つは、先生がおっしゃいましたように、環境に優しい商品についての普及促進ということが必要であるといふことでございまして、環境庁でも日本環境協会につけておりますエコマーク商品の推奨というふうなことで対策を講じているところでございます。

○篠崎年子君 御説明いただきましたのでわかったような、少しわからないところもあります。例えば、環境に優しい商品ということ、今エコマークをつけたような商品とおっしゃいましたね。それはどういふふうな商品なんですか。一つの例を挙げていただくと例えはどういふものがあるとい

うことを。

○政府委員(安原正君) エコマークの事業につきましては日本環境協会の方で実施しているわけでございます。今具体的に幾つかの商品が指定されておりますが、まあ代表的な例を申し上げますと、スプレー商品の中でも特定フロンを使っていないような商品、これにつきましてはエコマークをつけましてそのことを明らかにし、消費者の関心を持っていたり、そして推奨していくということをやっております。

それから、例えばこの環境白書につきましては、これは再生紙を使っておりますので、そういう環境関係の再生紙を使った書籍につきましてはエコマークをつけるというふうなこともやっております。具体的にこれはどういふものでございましてそれが一例でございます。

○篠崎年子君 これからもそういったようなことで努力をしていただきたいと思います。例えばプラスチック類ですね、こういうものについてはどんなふうでしようか。これは土の中に埋めてもやはり長く腐らないで残っているとか、あるいは川などに流れたものもそのままの形でずっと残っていくわけですね。

やはり、環境に優しい商品ということを考える上からはこういうところにも目をつけていくべきじゃないだろうかと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○政府委員(安原正君) 御指摘のように、できるだけ環境に優しい商品づくりを企業自身が考えていくべきで、またその点につきまして消費者の方でも関心を持っていただきましてできるだけ環境に優しい商品を使っていたらどうかということが重要かと考えます。

そういう観点から申しますと、今先生御指摘のプラスチック商品につきましては、環境との関係がございまして、ごく最近でございますが例えば分解しやすいものにかえていくとかいふような試みもなされておりますが、そういう意味でのいろんな技術開発、あるいはそれにかわるような材

質を用いるとかいふような工夫が必要かと考えております。今後ともそういう方向で努力をしていただきたいということでも働きかけをしていきたいと考えております。

○篠崎年子君 今回の改正案もそうですけれども、環境行政を初めほとんどの行政が、国は指導、あとは都道府県なり市町村なりが実施主体ということになっております。行政の体系上そうならざるを得ないというところもあるかと思いますが、やはり環境行政では特に環境庁が率先してその範を示していかなければならない、特に水汚防止法の監視を強めなければならないと思います。この場合、やはり監視、取り締まりということが大変大切になってくるかと思えます。

そういうことにつきまして、環境庁では人員をどのように確保していらっしゃるのか、あるいは予算をどのくらい今回とっていらっしゃるのか。

○政府委員(安橋隆雄君) 水質汚濁防止関係の排水につきましては監視体制でございますが、原則といたしまして監視の事務をやっていたいただきますのは都道府県ということでございまして、環境庁の方ではその水質の調査方法を定めたりあるいは財政的な援助を行うというような形で企画立案の方の事務を担当しているわけでございます。

その監視、取り締まりのための予算でございすけれども、全体といたしましては平成二年度の予算で六十億三千万円でございす。このうち環境庁分が十六億二千五百万円でございす。

それから、人員でございすけれども、国の方では今言ったような意味で企画立案といった基本的なものでございすので、水質保全局で十四名の職員が公共用水域の監視関係の仕事に携わっているわけでございす。

○篠崎年子君 次に、健康項目と生活項目の環境基準と排水基準ということにつきまして、これは早急に見直して環境対策を立てていかなければならないんじゃないかと思っております。現在の科学の進歩は目覚ましく、我々の予測もつかない速さで進歩をしております、したがって健康項目

十一種類に昨年十月から改正をされておりますが、今後この環境基準を達成するため、あるいは排水基準も早期に見直していかなければならないと思っております。次回の見直しはどのようにお考えになっていらっしゃるでしょうか。

○政府委員(安橋隆雄君) 健康項目につきましては生活環境項目につきましてもございす。私どもとしては、基本的には時代の要請に應じてそのときどきの行政需要に應じてこれの追加をしてきているわけでございす。例えば、PCBを追加いたしましたり、あるいは湖沼につきましても全窒素、全リンの追加をいたしましたりしてきているわけでございす。排水基準につきましても平成元年にトリクロエチレン、テトラクロエチレン等の有害物質等を追加しているわけでございす。

今後とも、科学の発達に伴いまして新しい物質が次々に登場するわけでございす。それが環境あるいは人の健康に影響を与えないようなものであれば話は別でございす。与えるようなものの中には含まれていないわけでございすので、こういった事情の変化を踏まえまして、まず私も調査をいたしまして、その調査の結果を踏まえて必要がありますれば環境基準あるいは排水基準の新たな追加というようなこともやってまいりたいと思っております。ただ、何年何月に追加するということなどはまだ今の段階では確定しておりませんが、調査結果を待って、有害なものが環境中に広がっているというような事態を把握いたしますれば直ちに対応したいと思っております。

○篠崎年子君 調査の結果によりまして早くなったり、あるいはもっと急がなければならぬものが出てきたときにはその場でもということと理解したいと思っております。

次に、現在の公共下水道のことについて。これがなかなか進んでおりませんが、先般の委員会のときにもお尋ねいたしました。現在、四〇％ということ。そこで、それを補うため

に、あるいは生活環境をよくしたいということで浄化槽が大変普及しているようございまして、現在、水洗トイレ使用人口の約半数の三千三百万人が浄化槽を使用しているということのようございす。ところが、浄化槽の設置、約六百七万基ですけれども、そのうちの尿の単独浄化槽、これがその中の約五百九十七万基と圧倒的に単独浄化槽が多くなっているわけ。

しかも、これらのものについて見ますと、排水基準値がBODで単独浄化槽は九十ppmとなっておりま。これは各家庭のものあるいはその数人の集まったものというところがあるかと思ひますけれども、どうも管理がずさんで、初めは効力があってもだんだんその効力が衰えていっているとかというようなことがあるようございす。公共下水道あるいは合併浄化槽のBODが二十かと思ひますけれども、できるだけ単独浄化槽もこれに近づける努力をしなければならぬんじゃないだろうかというところで、この基準について今後変えられるというおつもりはないでしょうか。

○説明員(鈴木俊夫君) お答えいたします。

浄化槽の処理性能につきましては建築基準法で定めておるわけでございまして、御指摘のように、単独処理の浄化槽につきましては通常の使用状態で九十ppmといたしております。浄化槽内に多様な微生物等がございまして高い浄化力が期待されます。この合併処理槽とは違いまして、単独処理の浄化槽につきましては、この九十ppmより厳しい処理性能を達成することは現時点では経済性との観点も考慮いたしますと技術的には難しい段階でございす。それともう一つは、先ほど来御指摘ございすように、やはり汚濁負荷の大

宗は生活排水でございすから、これとやはり一緒に処理するということは重要でございす。ということ、建設省といたしましては、合併処理浄化槽の推進をやはり進めていくというのが急務ではないかと考えているわけでございす。

○篠崎年子君 そうすると、合併浄化槽に切りかえていく場合に、これはいろいろ財政的に非

常に問題が出てくるんじゃないかと思ひますが、そういうことについての補助というようなことは考えてあるんでしょうか。

○政府委員(安橋隆雄君) 合併浄化槽につきましては、厚生省の方で導入する場合の市町村補助が行われます場合には国の方でも補助するという制度を設けていたでございまして、平成二年度予算では三十二万三千三百二十二億円の国費を計上されているというふうに聞いています。ところでございまして、平成元年度の二十億円から見ますと六割増の予算が計上されているというふうに聞いております。

○篠崎年子君 次に、よく水がおいしくないと云われております。

私も長く宿舎をあげておりまして久しぶりに帰ってまいりますと、やっぱりお茶がおいしくな。特に朝など大変カルキ臭い水が出てまいります。その原因はいろいろあるかと思ひますけれども、結局は浄水場で塩素過多投入ということがこの原因になっているんじゃないだろうかと思ひますが、やっぱり水の汚染が進みまして年々この塩素の投入量がふえてきているんじゃないだろうかと思ひます。

その大きな原因というのは、アンモニア性窒素にあるのではないかとと思ひますが、いかがでしようか。

○政府委員(安橋隆雄君) アンモニア性窒素が水をまろくする原因の一つではないかという御指摘でございす。確かにそういう面もありません。

○篠崎年子君 ある学会の発表によりますと、水道原水中のアンモニア性窒素による汚染は、浄水場の塩素の過大投入を招き、水道水中のトリハロメタンをふやしてしまふので、下水処理場でアンモニア窒素を除去すべきであると、こういったようなことが言われているよう。

特にトリハロメタンにつきましましては再々問題として取り上げられているところですけれども、当面の手段としてやはりこのアンモニア性窒素とい

うことを排水基準の中に加えてはどうだろうかと思ふんですけれども、いかがでしょうか。

○政府委員(安橋隆雄君) アンモニウム性窒素が問題になりますのは二つの面があるかと思ひます。

一つは、病原性の細菌による汚染の指標としてアンモニウム性窒素の存在が問題になります。もう一つは、有機窒素化合物が生物分解される過程で出てくるものであるという観点に着目したものでございます。

この第一点の、病原性の細菌の汚染の指標という点に關しましては、既に大腸菌数というようなものを基準の中に入れておりますので、これで対応ができるのではないかと思っております。

それからもう一つの点の、有機窒素化合物が生物分解される過程で出てくるものだという点に關しましては、有機汚濁という観点でCODないしBODではかかっているということである程度カバーできているのではないかとおもうに思っております。

そのわけでございます。むしろそのアンモニウム性窒素の問題は、全国一律の排水基準ということで対応いたしますよりも、特定水域の地域レベルの対応によって水道水源の対策を充実していくということと対応する方がより現実的ではないかというふうに考えているところでございます。

○篠崎年子君 次に、環境白書の二百三ページですけれども、ことしは白書の中で初めて「草の根の行動」として「地球市民の役割」を強調しております。

それによりまして、環境改善のために週に二時間環境問題に関する活動に費やすなりお金を寄附するなど、環境改善に努力したいと考えますかというところで各国の回答が載せられているわけですが、これを見ますとほとんどの国が、進んで努力をするとしたものが低いところでも七〇%、高いところでは九八%というふうに、一般人の場合ですと、リーダーはもう一〇〇%のところもあるわけですから、こういうふうになっているわけですね。だから各国平均して八〇%ぐらいの人々が、努力すると、こう答えているわけですね。

るが、それをさらに進めたいと思ふわけですね。日本は幾らかと申しますとわずかに四四%、けた外れに低いわけですね。ここに私はやはり今の日本の環境行政の一端があらわれているのではないだろうかと思ふんです。大変な御努力をしていらっしゃる環境庁長官を初め職員の方には大変失礼ですが、まだまだ国民の間にこのことが行き渡っていないのではないだろうかという気がするわけですね。

そこで、後でまた感想をまとめてお聞きしたいと思ひますけれども、今回の水濁法の一部改正に当たりまして、やはりこれから先は国民に広くこのことを周知徹底していかなければならない、あるいは啓蒙啓発していかなければならないと思ふわけで、特に住民参加の協議会というものが大切になっていくのではないだろうかと思っております。

そこで、環境庁としてどのようにお考えになつていらっしゃるでしょうか。

○政府委員(安橋隆雄君) 生活排水対策を実施してまいります上で、施設整備とあわせて、先生が今御指摘の啓蒙普及というのは車の両輪として非常に重要な対策だと思ふわけでございますが、住民と行政が一体となつてこれに取り組むというような手段の一つといたしまして、市町村段階で協議会を設置していくことは有効な手段の一つではないかというふうに考えているところでございます。

○篠崎年子君 最後に、職員数についてお尋ねしたいと思ひます。

都道府県あるいは政令指定都市での環境行政担当の職員は、公害担当専任が六千五百四十九人、兼任職員が八百九十九人で計七千四百四十八人。それから、市町村では公害担当専任職員が四千二百三十四人、合わせまして一万一千六百八十二人の人たちが全国で公害を担当しているということですね。この数は決して多いということはないと思ひますけれども、これらの皆さん方が環境を守るために日夜奮闘していらっしゃるということですね。

ございます。

ところで、環境庁の職員の総数は何人で、その中で公害担当の職員は、さっきもちょっと御答弁ありましたが、何人いらっしゃるんですか。

○政府委員(渡辺修君) 今年度には異例の六人の増員を確保いたしました。これを加えて環境庁の職員は九百二十一名でございます。このうち公害担当何人というところはちょっと申し上げかねると思ひますが、総数は九百二十一名でございます。

○篠崎年子君 九百二十一名。異例の六人も増員したということで大変お喜びになつていらっしゃると思いますが、やはりもっともっとたくさんふやしていただかなければいけないんじゃないかと思ひます。

それで、今、公害担当職員はちょっとおっしゃったんですけれども、どういうわけでしょうか。数がわからないんですか。

○政府委員(渡辺修君) いわゆる公害と並んで、私どもの仕事の大きな柱は自然保護の關係でございます。先生が白書から地方の職員で除外をされたのも自然保護担当職員であつた、そういう意味で申し上げますと、自然保護關係が本庁に七十五名、それから地方の管理事務等に百七十六名おります。したがって二百五十名余りが自然保護關係でございます。公害研究所の職員をどう見るかというのもございますが、九百二十一名から二百五十名を引きますと六百七十名ほどかと、こう思ひますがよろしゅうございませうか。

○篠崎年子君 皆さんの機構がよくわかりませんが今の数字だけ聞いてはどんなになつていのかと思ふんですけれども。

言いかえてみますと、環境庁の職員の皆さんは九百二十一名で、その中の自然保護の關係の方が七十五名、それから地方に百七十六名いらっしゃる、残りの方が皆さん公害担当の職員だと、こういうふうに理解してよろしいんですか。

○政府委員(渡辺修君) ですから、例えば私も

官房の職員は自然保護も公害もあわせてやっております。大臣以下やっておりますので、そこはなかなか区分けがたい。

それから、私が答弁の中で地方と申し上げましたが、これも九百二十一名の環境庁の職員の内輪でございます。

○篠崎年子君 地方に出ている人ですね。

○政府委員(渡辺修君) はっきり、自然保護の担当職員は正確に二百五十一名、これを除くと六百七十名になるということでございます。同じ職員が両方の柱を兼ねているというケースもございまして、きつと区分けはしにくい面があると思います。

○篠崎年子君 企画立案から指導まで全国にまたがってということで大変ですけれども、やはり皆さん大いに今後努力をしていただきたいと思ひます。

最後に一言だけつけ加えてさせていただきますと、今回の生活排水の問題ですけれども、これはどんなに机上で計画をしても、やはり、それぞれの家庭の皆さん、国民一人一人がこれを理解していかなければこの目的は達成することができないと思ふわけですね。そのことにつきまして今後環境庁としてどういうふうな方法で国民に徹底しようとするのか、環境庁としてのお取り組みの決意のほどを最後に長官の方からお聞かせいただきたいと思ひます。

○国務大臣(北川石松君) 篠崎委員の環境に關しての大変御理解のあるいろいろの御質問を受けて、また人員の足らざるどころとかいろいろ御指摘を受けました。環境庁といたしましては、国民の御理解も得なくちゃいかぬ、御自覚もしていただかなくちゃいかぬ、そういう意味で環境教育といひますか環境倫理といひますか、そういう点についても、今後とも地方自治体を初めあるいは文部省關係の学校にも、子供にも私は環境教育をするようにお願いをして、そしてまた先ほど政府委員が答へましたが、この環境週間の中で国民の中に大きくこれをPRし御理解をしていただかな

くちやいかぬ。それがやはり環境を一步一步よくすることに思っています。

そんな思いを込めまして環境庁といたしましては、政府の効率簡素化ということで人員は少のうございすが、先ほど官房長が答えましたように、大臣以下全員本場に一生懸命にこの環境問題に積極的に取り組ましまして、また環境庁といたしましては今後地球環境部を設置すると同時に国立公害研究所を国立環境研究所に再編いたしますとともに、今後とも環境行政に積極的に取り組んでまいりたい、このように思っております。

○篠崎年子君 終わります。

○委員(大森昭吉) 本案に対する午前の質疑はこの程度にとどめ、午後零時五十分まで休憩いたします。

午前十一時五十分休憩

午後零時五十三分開会

○委員(大森昭吉) ただいまから環境特別委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○清水澄子君 まず、この水質汚濁防止法等の一部改正案について、いろいろな理解しにくいところが幾つかありますので御質問したいと思っております。

まず最初に、アメリカのカリフォルニア州では、水をいろいろな用途に使う場合、公衆衛生に危険が生じていないけれども例えば下水とか工場排水によって不利な影響を与えられている水は汚濁と言ひ、そして公衆衛生、いわゆる人体に危険を与えている水の場合を汚染というふうに使い分けられているわけですが、日本ではどうして水については汚濁、大気については汚染と使っているのですか。その言葉の違いは何か定議は何なのか、お教えいただきたいと思ひます。

○政府委員(安橋隆雄君) 水質汚濁防止法は昭和四十五年に制定されたわけですが、それ

の前身でございます公共用水域の水質の保全に関する法律というのが昭和三十三年に制定されておるわけでございます。この法律におきまして既に水質の汚濁という言葉を使っておりますので、一つは、そういう沿革があったのではないかとと思ひます。

ただ、大気の水質に対しては水質で汚濁、濁りという言葉を使っておりますのは、そういった沿革のほかに、水質の場合は、有害物質により汚染のほかに有機性の排水の場合には浮遊物質による濁りというふうなものも伴う場合が一般的でございますので、むしろ汚染という言葉よりも汚濁という言葉を選んだのではないかと、いうふうに考えられるところでございます。

○清水澄子君 それでは定義はないわけですね。

○政府委員(安橋隆雄君) 汚濁と汚染の違いについての定義は特に法律上ございせん。

○清水澄子君 それでは、この水質汚濁防止法が制定されたのは昭和四十五年ですが、当時、この法律をつくらざるを得なかった社会的な背景と、そしてこの法律の目的は何であつたのか、お聞かせください。

○政府委員(安橋隆雄君) 昭和四十五年当時と申しますのは高度経済成長期の後半期に当たっておりますので、特に産業排水を中心としたしましていわゆる水質の汚濁が顕著に進んでいたわけでございますので、こういったいわば水質公害を防止するという観点から産業系の排水の規制を中心位置しました水質汚濁防止法というものの制定を見たというふうに考えておるところでございます。

○清水澄子君 それでは、その汚濁防止法の第一の目的は、工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水を規制するとともに、今度は生活排水対策の実施を加えているわけですね。

それでしたら、生活排水を規制することについては私は必要だと思ひます。だけれども、工場など産業系排水の汚濁、汚染の規制はもう解決されましたか。

○政府委員(安橋隆雄君) 今申し上げましたのは昭和四十五年当時の背景とその背景を踏まえた制定当時の考え方ということで御説明させていただきます。いたわけでございますが、その後の事情の変化によりまして、例えば今おっしゃいました地下水汚染対策でございますけれども、有害物質を含んだ水が地下に浸透して悪影響を及ぼすというふうなタイプの公害が出てまいりましたので、昨年、水質汚濁防止法の改正案を提出いたしました国会で御承認していただきまして、目的につけ加わつた。この関係につきましては平成元年十月から施行されているところでございます。

それから、現在の状況でございますけれども、有害物質関係の環境基準につきましてはかなり改善が見られたところでございますが、生活環境項目につきましては最近環境基準の達成率が横ばいの状況になっているわけでございます。また、特に閉鎖性水域と言われているような例えば東京湾のような海のようなところ、それから河川でも都市内の中小河川あるいは水の下みが見られる湖沼などにおきましては水質改善が進んでいない、むしろ悪化の兆しさえあるというところでございます。

そういうようなところの多くは汚濁の見過すことのできない原因としたしまして生活系の汚濁というふうなものがございまして、これにつきましても今回の法律改正で仕組みを準備したいと考えて御提案申し上げているところでございます。

ただ、規制方法につきましては産業系の規制方法がそのまま生活系排水の規制方法にはなじまないというところでございまして、施設の整備と、もう一つは普及、啓発という国民の理解をいただきます。その自覚の上に立つた御協力をお願いするという形で法案の仕組みを準備いたしましたわけでございます。

そういうことでございまして、私どもといたしましては産業系の規制を軽んじるという考え方は全然ございません。この生活排水の法律改正案をお認めいただきますれば、また産業系の規制に

つきましても必要に応じ充実強化してまいりたいと考えているところでございます。

○清水澄子君 私は、今回のこの産業系排水の汚濁汚染の規制をもっと厳しくしながら家庭排水とあわせて取り組むべき問題じゃなかったかと思ひますが、今回は家庭排水にのみ重点を置かれているところに非常に疑問を感じました。

そこで、今産業系排水は軽視してないとおっしゃつたので、それは次に引き続いてまたおやりになるわけですね。

○政府委員(安橋隆雄君) 産業系排水につきましては昭和四十五年の水濁法制定当時から罰則を盛つた厳しい排水規制を実施してきているところでございますが、なお一部のすそ切りの問題、特定施設の問題等もございまして、今後生活系の排水対策と並んでさらに充実強化していかねばならないものと考えております。

○清水澄子君 そしてまた、この法案の目的の中の一つに地下水の問題がありますけれども、地下水の水質及び水量を保全するためには、この水濁法の施行だけでなくどこまで保全が可能とお考えでしょうか。その有効性と限界性、今後の課題について御見解をいただきたいと思ひます。

○政府委員(安橋隆雄君) 地下水の汚染問題につきましては、有害物質を含んだ水が地下に浸透するという事件が一昨年、一昨々年来起こつておりましたことを受けて、昨年、水質汚濁防止法の改正をお認めいただきまして有害物質を含んだ水の地下浸透の禁止、それから常時監視体制の整備ということを含めまして法律改正が成立したわけでございます。

ただ、地下水のことは目に見えない世界でございますので、なかなか実態把握が難しいという問題がございまして、したがって、まず予防対策というところで有害物質を含んだ水の地下浸透禁止ということを中心とする改正が行われたわけでございますが、今後の課題といたしましては、既に汚染された地域の回復対策といったもの、あるいは地下浸透に伴います汚染機構の解明といったこと

るが今後の課題になろうかと思っておるわけでございいます。

また、有害物質も、ただいまのところトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等を指定しているわけでございますが、今後新しい化学物質がどんどん発明され使用されることもございいますので、それらがどのように地下水に浸透するかというふうなことも常時調べまして、その結果を踏まえまして規制の必要のあるものについては時代の要請に応じて追加してまいりたいというふうにも考えているところでございます。

○清水澄子君 では、厚生省の方に伺いたいと思います。

厚生省は五月十七日よりやうく国民の世論に押されてゴルフ場の農業に対しては二十一種目の目標値を設定されました。しかし、これは水質汚濁の防止にかかわる暫定指導指針なんですね。私はこれでは不十分だと思いますが、これは二十一種目で今後も続けていかれるわけですか。

○説明員(藤原正弘君) ゴルフ場使用農業による水道水の汚染が懸念されますので、主要なゴルフ場使用農業につきまして先般水道水の水質目標値を設定したところでございます。

ゴルフ場で使用されている農業は多岐にわたっているため、検討対象農業については全国のゴルフ場において広範に使用されている主要なもの及び各都道府県の調査において検出例のあるものから二十一種類を選定したものでございます。これによりまして、主要なゴルフ場農業はカバーできたと考えておりまして、これらの農業についてのモニタリング等を指導していくこととしておりますが、今後、都道府県における調査等についても把握の上、必要であれば対象農業の追加も含め適宜適切な対応をしてまいりたいと、このように考えております。

○清水澄子君 それでは、去る六月七日に東京、神奈川、長野などの一都九県で構成されております関東知事会が全会一致で国に対する共同要望を決定しております。

その内容を見ますと、ゴルフ場使用する農業の河川など水質への影響が非常に大きいということとを指摘する中で、農業にかかる水質の評価基準等が確立されていないことが最も大きな原因であるというところを指摘しておりますが、この点についてはどうお考えになりますか。

○説明員(藤原正弘君) 先ほどもお答えいたしましたように、全国のゴルフ場で主に使われているものというところで選びまして、当面の暫定的な水質目標値を設けたわけであります。

したがって、この二十一の農業の基準値を守って適宜やっていただければ大半の問題は片づくというふうな思っておるわけでありまして、もちろん、ゴルフ場で使われる農業はいろいろあるものがございますので、この中に入らないものもあるかと思っております。これにつきましては、先ほどお答えいたしましたように、問題があれば適宜またその都度検討してまいりたいというふうに考えておりますが、当面はこれで対応ができるというふうに考えております。

○清水澄子君 さらに、この要望書は農業全種類の指導指針を出さないということをお願いしておりますが、その点をどうお考えになるかということと、今は二十一種類をやれば大半が解決するということとで二十一種類で今後は解決するとお考えになっているのですか。

それとあわせて、この中にはやはりゴルフ場使用する農業による水質への影響調査方法、それから水質の分析方法及び水質の評価基準を早期に確立してほしいということが述べられております。そしてまた、都道府県がゴルフ場周辺の水質検査を統一的に行えるような必要な財源措置を講じてほしいということも求めているわけですが、これも、これらについてはどのような御見解をお持ちでしょうか。

○説明員(藤原正弘君) 厚生省は水道の水の健康確保という観点から行政をやっておりますので、その立場で申し上げますれば、現在、厚生省でこ

の水道の水質基準の全面的な見直しの作業をやっておりますのでございます。

現行では水道法に基づいて二十六項目の水質基準が定められておりますし、またトリハロメタンにかかわる制限目標値とかトリクロロエチレンにかかわる暫定的な水質基準を設けておるというふうなことであります。

こういう現状の水質基準を平成元年から平成三年までの三カ年をかねてまして生活環境審議会の中に設けられております水道部会水質専門委員会におきまして検討していただいておりますのでございす。その中で先生御指摘のこの農業の問題についても当然それを含めまして検討していただいておりますので、当面はこのゴルフ場農業が緊急の課題ということで二十一農業について暫定的な水質目標を出しましたが、この専門委員会の検討の中で将来あるべき水質基準のあり方ということについて検討していただく、こういうことになっておるわけでございます。

○清水澄子君 それでは、今水質基準の検討に入っているらしいやうな感じがしますが、何となく日本は水道水の水質基準が現在二十六項目、非常に少ないと思っております。WHOでも約六十項目、それからアメリカの環境庁の米国家安全飲料水法に基づく規制でも約八十三項目に上がっているわけですから、それらに比べて非常に格段に日本の規制項目というのは少な過ぎるんじゃないかと思っております。

今検討しているらしいやうな感じがしますが、その見直される中には、農業等は今の話しになりましたけれども、非イオン系の界面活性剤、それから発がん性物質、そして放射性物質などを含むものもいろいろあります。御意見を伺います。

○説明員(藤原正弘君) 現在検討しております水質基準の中に非イオン界面活性剤とか発がん性物質とか放射性物質の基準を入れる予定であるかどうかという御質問でございますが、これらを含めまして全体的に検討していただいておりますのでござい

ざいまして、まだ結論が出ておりませんので今のところ何とも入れる予定であるというふうな答弁はできませんが、それを含めまして検討中であるというところでございます。

○清水澄子君 そういふものは検討したいとお答えいただきたいと思っております。これは国会の私たちが議員が質問しているわけですから、結論は言えないうちでも検討する課題であらうというぐらひは私はおわかりだろうと思っております。特にそれが日本の水質基準の中に入っていないということが今までの大きな問題になっているわけですから、何かそこで、いつも、私たちが幾ら質問しても、その場をとかく時間が終わればいいという態度だけは改めていただきたいと思っております。

では次に、先ほどの関東の知事会のことろのは、これは環境庁に責任があるものだというお答えなのか何なのか、それについてはお答えがありませんでしたけれども、そのことは厚生省ではないというお考えでしょうか。この関東の知事会の水質への影響調査方法とか水質の分析方法とか水質の評価基準を早期に確立してほしいというのは、これはどこの仕事になりますか、環境庁になりますか。

○政府委員(安橋隆雄君) ゴルフ場から流れ出る排水の中に農業が含まれているかどうかという問題については調査に關しましては、私も環境庁の方で対応しているところでございます。少なくとも二十一農業につきましては水質の分析手法といったものにつきましては通達したところでございますが、さらに具体的な調査方法等につきましては再度の通達ということで近く通達したいと考えているところでございます。

それから、もう一つおっしゃいました財政的な援助の問題でございますが、このゴルフ場の農業の調査に關しましては一昨年来問題になっておりまして、実態把握ということとで都道府県にお願いしております。既に本年の三月末で一万三千八百検体の調査結果が環境庁の方に報告されて

ていない方であろうと水をきれいにして流していたく、できるだけ汚さないような形で流していただくというような心がけをしてほしいということとをこの法律は言っているわけでございます。

ただ、その流れ出る水が下水道を通じて公共用

水域に出るか、あるいは下水道を通らないで公共用水域にそのまま汚れた水が出るかということの違いによりまして環境に与える影響が異なりますので、その後者の方面で下水道が整備されていない地域においてはより取り組みの重要性が増してくるというような意味で新たな生活排水についての仕組みを準備させていただいている、それとは別に国民全体の心構えとして、下水道を利用するとなしに心がかからずきれいに流して流していただくように心がけてくださいという責務を課している、こういうふうな構成になっているわけでございます。

○清水澄子君 まだちょっとはつきりしません。じゃ、次に参ります。

その次の第三条の「排水基準」ですね。これは別に今までと変わらないわけなんですけれども、現行の第三条の排水基準は生活環境項目と有害項目と二つに分けられておりますね。先ほど私は、その中で水道水も含めてこの排水基準についても基準を見直す必要があるんじゃないかということをお尋ねしたんですが、何かはつきりしませんでした。現在、いわゆる有害項目はこの排水基準では十項目しかありません。トリクロエチレンとかテトラクロエチレンなどもようやく去年入ったという状況で、これほど化学物質が非常に大量にふえているときに十項目でいいということには非常に正当性を欠くと思いますし、今日の現状に合わないと思うわけです。ですから、その点について御検討なさる気がありますか、なぜ今回は現状のままで、ただ家庭から流れるおふろとかこれだけでよかったのかということをお聞きしたいんですけれども、その点でそれについて今後どのようにお考えになつていくかということをお聞きしたいと思います。

○政府委員(安橋隆雄君) 今後いろいろな科学的知見が新しく出てくるわけでございますので、現実新しい製品が開発されそれが健康に影響を与えかねないかという調査もしなければならぬと思つておるわけでございます。そういうい

た調査を踏まえまして、必要に応じて環境基準あるいは排水基準の新規設定、それから内容の充実等の見直しはしていくべきものと考えているところでございます。

それから、今申し上げました排水基準、環境基準等の見直しあるいはその検討というものは一応政令以下の段階でできるものでございますから、いわば運用の問題として今後ともやっていきたいと思つておるわけでございます。今回御提案申し上げておりましたのは、法律の問題として今まで欠けておりました生活排水対策の仕組みの充実というところに着目して改正案の御承認をお願いしている、こういうことでございます。

○清水澄子君 それじゃ、もう一つの方の生活環境項目の方なんですけれども、水質汚濁というのはいつてもBODとCODで大体それを指標にされておられますね。その点で、それが必ずしもそれではかかれるのかどうかというのはいくつと疑問を持つておるわけなんです。

例えば、下水道処理水ではBODは一〇ppmぐらいできれいになる、しかし窒素、磷は取れないんです。そうすると、BODではかたつてあれこれでもうよろしい、その数値でよろしいというところで通るのかどうか、こういうふうないろいろなところに問題がいろいろあつて、例はたくさんあるわけなんです。

それから、例えば酸性の強い川はBODは非常に低い、水はきれいなんです。しかし、生物は何も生きることができません。それでもBODはきれいな低い数字が出ますね。

それでも水質汚濁というのはBODではかたつていられないんですかということなんです。

○説明員(小林康彦君) お尋ねのBOD、CODにつきましましては、それを採用したときのねらいといつたしましては有機物の指標として採用しておるわけでございますが、試験法を法定いたしましたときその試験法に伴います限界というものがございまして、試験法込みの基準測定法を定めまして今度は逆にその測定法ではかたつた値ということに

なるわけでございます。したがいまして、その間に少しすき間がある、はかり切れないものがあるということも測定法によりましてはついて回らるわけでございますが、実態あるいはそれまで習熟してきまして試験法あるいは費用、測定機器等を考へまして、支障のない限りその測定法でいき、足りない場面につきましては新たに項目を追加するあるいは測定法を修正するというような形で努力をしてきておるものでございます。

したがいまして、例えば窒素、磷等につきましては、湖沼関連につきましては追加をしておりますし、特定の問題に関しましてははかり切れないものについては別途考慮する必要があることは御指摘のとおりでございます。

○清水澄子君 それで、もう一つ続けてお伺いたいんですが、今後、測定法についてはいろいろ修正もしなきゃならないというふうな受けとめていいわけですか。

○説明員(小林康彦君) 項目によりまして、具体的にBOD、CODという点に限りましてだけ申し上げますと、現在のところおおむね満足すべき結果、判断ができておりますので、今まで長い蓄積のある指標データの継続性という点もございまして、現状で継続して問題はないというふうに考へております。

○清水澄子君 それでしたらちょっと教えていただきたいんですが、河川の汚濁はBODではかたつたんですが、湖沼や海洋はCODで示されているわけですが、これは統一しない、してはならない何か根拠があるわけでしょうか。

○説明員(小林康彦君) 湖沼あるいは海域につきましては、内部で栄養塩が生成をされ、内部でさらに水質が悪化されるという状況がございまして、したがいまして、BODではかたつて実態と別の値が出るというふうな欠陥もございましてCODを採用しているというところでございます。

場所、場所によりまして、その場所について着目いたしますとBODとCODの間にかなり密接な相関がございまして、現在、海域、湖沼につ

きましてはCOD、それから河川につきましてはBODという形で測定をし、基準をつくつておるところでございます。

○清水澄子君 それでしたら、日本下水道協会が昭和五十六年に発行しました「各種洗剤の下水道に与える影響に関する調査報告書」というのがあるわけですが、BODでは石けんが数値が高いわけですが、CODでは逆に合成洗剤の方が数値が高い。この理由は、じゃその今の指標からはどういうふうな見解になるんでしょうか。

○説明員(小林康彦君) CODは、測定をしましたときの酸素の必要量でございます。BODは、現在はおおむね五日間の分解をいたしまして微生物の活動等も十分働かせましてその間に消費される酸素の量ということで、いわば自然状態のもとでの程度分解の対象になる物質が存在するか、いわば自然状態での汚濁の程度を示すのに便利ということで使われてきているものでございます。

○清水澄子君 環境庁が行つておられるこのBODによる汚濁比較は、有機物の分解性を余り考慮されてないんじゃないかと思ふんです。ですから、実態を正しく反映してないんじゃないか。それは石けんとか合成洗剤の分解性比較では石けんの方が極めてすぐれているわけなんですけれども、大体環境庁から出されるパンフ資料はいつも並列に並べて、そして石けんは非常にBODが高いというところだけが強調されていると思ふんですが、その点はいかがですか。

○説明員(小林康彦君) 現在の試験法でのBODは、五日間の分解を測定しておるものでございまして、ですから、それを超えての分解性につきましましての判断は、現在のBOD、といつております測定法でははかり切れないところがございます。それから、石けんとか合成洗剤を比較いたしますと、有機物の量という点では石けんの方が多いわけでございますが、分解性につきましては石けんの方がいいという状況でございます。環境の行

政の立場から申し上げますと、石けん、それから合成洗剤、いずれも一長一短があるというのが現状でございます。

○清水澄子君 それでは次に、第十四条の三なんですけれども、「国及び地方公共団体の責務」というところがあります。この中で「公共用水域の水質に対する生活排水による汚濁の負荷を低減するためには必要な施設」というのは、これは何を意味しているんですか。下水道を普及しなさいと言っているのか、合併浄化槽を指しているのか、何をイメージしたらいいか非常に読みとりにくいわけですね。

○政府委員(安橋隆雄君) ここで申しております生活排水処理施設といえますのは、およそ生活排水を処理してきれいにする施設すべてを指しております。下水道もコミュニティプラントも、それから農業集落排水施設も、あるいは個人で設置されます場合が多い合併浄化槽も、すべて含むものでございます。

○清水澄子君 それでは同じく十四条の三の2ですけれども、「都道府県は、各市町村が行う生活排水対策に係る施策の総合調整に努めなければならない。」とありますね。これも何を総合調整するか。例えば、環境庁でも縦割り行政でなかなかやりにくいわけでしょう。それを、市町村が建設省の下水道とか縦割り行政をそんなく調整できるんではないか。

その点で、ここは何を調整をしろとおっしゃっているんですか。

○政府委員(安橋隆雄君) 今回の生活排水対策の中心をなしていただく行政主体としたしましては住民行政の第一線に立っていただいております市町村というふうな位置づけにしているわけでございますが、その生活排水対策を市町村がやっていたらだきます場合にも水系ごとに考えていくのが自然でございます。合理的でございますが、その水系といたのが市町村の行政区画を越える場合が通常でございます。また、従来の産業系排水を中心としたしました環境への影響ということでの水質監視

というのは都道府県にやっていただいておりますので、どういった水域がどのような汚染の程度であるかということ自体、都道府県が一番よく承知しているというふうなこともございます。

そのような意味で基本は、生活排水対策は市町村にやっていただくとしたとしても、その生活排水対策をやりやすく地域の指定でございますとかあるいは市町村間で利害が対立したような場合の調整といったものは、より広域的な立場から判断ができる都道府県知事にお願ひする方がよりうまくいくのではないかとこのように考えておりますので、都道府県の責務としたしましては広域的な観点からの調整業務ということで規定させていただいております。

○清水澄子君 じゃ第十四条の四、「国民の責務」というところで先ほども、ここで「何人も」ということで先ほどもちょっと疑問があったわけですが、これはまあ後の課題にしておきたいと思っておりますけれども、ここでは「何人も、公共用水域の水質の保全を図るため、調理くず、廃食用油等の処理、洗剤の使用等を適正に行うよう心がけるとともに」とあるわけですね。ここで「何人も」というのは、環境庁の皆さんの頭の中にはこれはほとんど女性をイメージしていらっしゃるんじゃないでしょうか。

○政府委員(安橋隆雄君) これはそういうことでございまして、国民一人一人ということでございます。もちろん国民の半数は女性であるということは事実でございますが、特に女性を意識して考えているわけではございません。

それから、さらにつけ加えていただければ、「何人も」の中には個人個人という自然人以外に企業も当然含まれるというふうな考えております。

○清水澄子君 じゃちょっと参考のために、そこにいらっしゃる前の列、大臣から全部、毎日何時間家事の分担をしていらっしゃるか、一人ずつお答えください。

○説明員(小林康彦君) 週に二時間から三時間の

間でございます。

○政府委員(安橋隆雄君) 毎日三十分ぐらいだと思います。

○国務大臣(北川石松君) 私は、東京在住中は一人居ても飯も炊き、また自分で洗っておりますので、その時間を何時間と言われましても非常に大きな時間であるかと思っておりますが、一遍私の台所を見ていただいたらありがたいと思ひます。

○政府委員(渡辺修君) 何時間というほどの家事従事はしてありません。

○清水澄子君 これは、私はやっぱり女性を対象にしていらつしやると思つたんですよ。日本は特に男性はなかなか家事をやらないので、国民生活センターの国際比較の調査でも、日本の男性は全体的に一日に三十四分、そういう統計が出ています。ほとんどの男性はほとんど家事をやっていない。そういう中でこんなに具体的にだれがこれをやるのかというときに、大体女性をやつぱり対象にしていらつしやるんじゃないか。

そのことは水質保全局が出された生活排水対策推進のガイドラインというのがあるんですね。これを読みますと、私もちょっと笑っちゃったんですけれども、私も一生懸命やります。やりましかれども、この中では、もちろん三角コーナーにる紙をつけない、その発生源対策ということがあるわけですね、汚濁水の。そして、それには、料理はつくり過ぎないようにとか、それから、石けんや洗剤は計量カップでしかつて少な目にしなさい、米のとき汁は捨てないで庭や植木に散布するとか。

そうすると、こんなに細かい、スベゲッティのゆで汁からすべて大変懇切丁寧に、国立公害研究所ではすごいことを研究してくれるところだと思ふんですけれども、それは砂糖とかスベゲッティのゆで汁にBODが何ppmとかはかれればそれはすごいことになりますよ。だけれども、米のとき汁なんというものは、日本人はずっと昔から米を食べてきて、米のとき汁でもって水汚染ができた歴史はないんですね。水汚染というのができてきた

のはいつからかというのはおわかりでしょう。水質汚濁防止法がなぜできてきたかというのは、米を食べるようになってきたわけじゃないと思うんです。公害という産業から排出されるそういうたくさん化学物質によって水質汚濁防止法をつくらざるを得なかったんだと思うんです。

それが最近ではハイテク産業などさらに化学物質がもっともと広範に広がっている。そういうときに、米のとき汁は三回までは捨てないで植木にやれと言つても、じゃ、植木やら庭のない人はどうするんですか。だから、これは男性中心の発想だと私は思ひます。

これはだれを対象にしているんですか、「心がける」というのは、皆さん全部実行なさいますか、毎日。そして、環境庁の皆さんは全員、米のとき汁は三回分植木鉢に、どこかのおうちへでも捨てに行かれますか。

○政府委員(安橋隆雄君) 生活排水にかかわるものの中で男性の比率が非常に低いというのは残念ながら事実だと思ひますが、私もどがつくらせていただきましたマニュアルは、女性にやっていたかどうかということではなくてだれが生活排水を流す場合にも心がけていただきたいということ、いわば呼びかけのパンフレットとしてつくらせていただいているわけでございますので、そのあたりは御理解いただきたと思うわけでございます。

○清水澄子君 ですから、私はその中でも、BODだけで見れば米のとき汁も汚濁ですよ、だけれどもこれは自然の中に浄化されるものなんです。ですからそのBODだけで物を言はかっているというのはい面的じゃないかということの一つでもあると思ふんです。

私たちは、油を捨てないでおこうとか、それは一生懸命やりたいと思ひますけれども、砂糖にはBODが何ppmとか、余りそういうことだけに問題を絞らないで、もっと複合汚染とかいろんな問題で水質汚染していますから、そういう方にも国立公害研究所というのがもっとその役割を果たしていただきたと思ひます。

次に、石けんと合成洗剤の成分の違い、それからまた健康被害の違い、それから分解度の違い、水生生物に与える影響の違いをひとつお聞かせください。

○説明員(小林康彦君) 合成洗剤の人体影響、健康へ与える影響でございますが、厚生省等の研究によりますと、通常の使用方法により用いられた場合、その安全性に問題はないという結論を私も聞いております。

それから成分の違いでございますが、合成洗剤はアルキルベンゼンスルホン酸を主体に幾つかの助剤を入れたものでございますし、石けんの方は油脂を中心にしたものというふうに見ております。

それから水環境への影響でございますが、私も三点につきまして見ておりまして、一つは分解性の問題、一つは富栄養化の促進の機能、それから三つ目が水生生物に及ぼす影響、この三点でございます。

分解性につきましては、昭和四十年代までに使用されておりました側鎖型のアルキルベンゼンスルホン酸いわゆるABSが下水処理場の機能を低下させるあるいは河川に泡立ちをもたらすというところで問題になりましたが、これは側鎖型から直鎖型に切りかえらるいわゆるソフト化が進みまして、LASを中心にしたものに転換をされ改善をされているというふうに見ております。

二番目の、助剤に使いました燐が湖沼を中心に富栄養化をもたらす湖沼の水質汚濁を促進している、こういう状況がございましたが、これは有燐洗剤が無燐に切りかわるといことで、現在において燐の問題もほぼ解決をしているというふうなことを考えております。

三番目の、生物学的な問題につきましては、現在一般に河川で観測をされております程度の合成洗剤が水生生物に対して影響を与えていると、こう考える根拠は私どもの調査研究の範囲では見当たらないようにございます。

現在、それらを総合いたしましたして、現在の合成

洗剤と石けんに関しましては、先ほど申し上げましたように、石けんの方が有機物は多いけれども分解性が速い、合成洗剤の方は有機物は少ないけれども分解性がやや悪いというところで、いずれにいたしましても、適切な使用量でお使いいただく、これが水質保全の上からいいますと肝要ではないか、こう考えているところでございます。

○清水澄子君 そこを本当はもっと論議したいところですが、ただ一つ、違いは水生生物への影響はないという評価になっているということですので、ぜひ研究していただきたいと思っております。

これは、日本水質汚濁研究協会というところの、皆さん方環境庁が委託された調査ですね、この中にはつきり出ています。全部、水生生物に与える影響から微生物に与える影響から、合成洗剤というものが余りにも日本では大量に使われている、だからこれについては注意をしなければならぬというので、これは皆さん方が委託された報告書の中にも出ております。そしてまた、特にここでは淡水魚に対する急性毒性の記述が出ております。合成洗剤はそういうものとして非常に使用されているわけです。

それからまた、ことしの二月に出た月刊誌の「サイエンス」という本がござりますが、それに千葉県の水質汚濁研究所の福田芳生先生が「魚の飼育が示す水質汚濁」と題してこの合成洗剤のLASがいかに魚に影響を与えているかというのを述べておられます。

ですから、私たちもいろいろ一生懸命、こういう問題についてはよりよい環境をつくりたい、よりよい水質をつくりたいという気持ちでずっと質問したり、市民運動もそれが続いているんだと思うんですが、被害はありまじいとも単純にお答えになるんですけれども、もう現実、そういう千葉県の衛生研究所とか公害研究所でもだんだんそういう研究を、これは時間がかかることなんだと思うんです。ですからぜひ今後こういうものは御検討

いただきたい。特に日本水質汚濁研究協会でも、親の魚よりも卵や稚魚にはさらに影響が非常に大きいということを書いておられますから、ぜひ真剣にこの問題について御研究いただきたいと思っておりますが、いかがですか。

○説明員(小林康彦君) 濃度が高い場合に種々の支障が出るというのは幾つかの調査結果で明らかになっております。ただ、通常の使用方法及びそれに伴って出ます排水の影響という点につきましては、先ほど申し上げたような状況でございます。

しかし、合成洗剤の問題につきましては、環境行政といたしまして今後とも注視していく必要があるというふうな考えをしております。公害研究所を中心にしたしまして引き続き研究を行うとともに、各方面で行われております調査研究にもよく注目をしていきたいというふうに思っております。

○清水澄子君 だんだん時間がなくなってきたんですけれども、じゃこの十四条の四で調理くず、廃食用油の処理とあわせて公共用水域汚染の主要原因にいわゆる洗剤もあるんだということを、ここに主要原因に位置づけられたことを私は評価をいたします。

ところで、そこに「使用等を適正に行う」というんで、それけれども、「適正」というのは環境庁の見解としてはどういふことを適正というのか、御見解をお願いいたします。

○政府委員(安橋隆雄君) 洗剤の使用の適正といふのは、使用量とその効果との関係で申しまして一定濃度以上の石けん水あるいは一定濃度以上の合成洗剤液は幾ら濃くなっても汚れがそれ以上落ちないというような限界がございますので、そのぎりぎりのところでできる限り少ない使用に努めていただきたいというふうな意味での適正使用といふことを考えているわけでございます。

○清水澄子君 ですから、それが問題だと言いたいんです。

と申しますのは、机の上で物を考えていらっし

やるからそういうことになるんだと思うんです。先ほども通常の使用方法であればいいと。(資料を示す)じゃ皆さん方、これをお読みになっていただきますか、どういふ使用方法か答えてください。そちらの方、どれだけで使いたくないと。

○説明員(小林康彦君) 今のは台所の洗剤かと思いますが、物によりまして違いはありますが、原液で使っているものから十倍稀釈程度のものまであるのではないかと考えております。

○清水澄子君 書いてないものもありますけれども、例えば台所は普通毎日朝から晩まで使っている。それに、こんなもの読んで使っていない。私自身もこれ読んであんまりわからなかつた、細かい字で。水一リットルに対して料理用小さじの三分の一弱とかこんなこと、家庭でお茶を淹れるときに、水一リットル入ったかな、小さじの三分の一、そんなことしてないでいいでしょう。みんなスポンジにぼろぼろとやって使っている。そういうことで、通常の使用方法とは何ですかと。

ですから適正といふことがいつもそれで逃れられますけれども、これは非常に実効性のないことなんでしょう。机上の空論なんです。そしてこれはもうごく一部だけで、どの家庭でも朝から晩まで最低これだけの種類のものを使っている。その中には、トイレなんかは塩素系のものとかそれから漂白剤とか、リンスは陽イオン系でしよう。そしていろんなものが入っているわけですね。そんなに一々、毎日こんなスプーンの三分の一なんてやっておれないんです。ぼろぼろとやっちゃうわけですよ。そういう意味で、そういうふうな何か一定の濃度以上で、幾ら私たちが市民が聞いてもそんなことでは、前の条文には正しい知識の普及を図るとおっしゃるけれども、何の知識が全然わからないわけですか。

そしてさらに、私は、適正というときに何を基準にしているか、とってもこれはあいまいになると申し上げたのは、これは一家庭でもこんなにたくさんある。大臣、朝シャンというのは御存じですか。

○国務大臣(北川石松君) 横で聞きますと、朝のシャンプーということだそうです。

○清水澄子君 とてもよく御存じでした。

こんなことは最近の言葉で、朝シャンなんというの。それは何か次々と商品がつくり出されて、そして普通の日常生活に必要なら、そんなに朝と夜とシャンプーしなくても私はいだろ、逆にむしろそのことをすることによってこれは大差油性を取り除くわけですから、非常に毛髪被害とか、薄くなるとかですね、いろんなことが——そうじゃなく、使わない人でも薄くなる人は別で、けれども、今本場に障害がいろいろ起きてきているわけなんです。特に中学生なんか朝や

つてにおいがすることがいい、これ香料がわざわざ入っているわけですね。ですから、生活が異常になつて、それはどういふたさんの量を使うようになっていくわけですから、ですから洗剤の使用量というのは上限がわからない。上限がわからないときに一定の濃度以上と通常の使用方法とはじゃ何を指すのかというところが非常に問題だと思ふんです。

そういう中で、御存じのように日本は世界一の洗剤消費量国ですね。そしてそれはイギリス、イタリアの倍使つて、アメリカの八倍を使う。それだけでも私は河川や近海への洗剤汚染は拡大していると思ふ。それと見なければならぬと思ふんです。そういうときに適正というものが、全体の使用量の基準というのがあるという中で、少しでも減らそうというのでしたらまだ説得力があると思ふんですけれども、上限は無限に今広がっているわけですね。

そして、特に洗剤の広告費というのはお幾らか御存じですか。日本の三百社のトップの企業の中で一番が花王でしょう。毎日使うもの、これを売上高の八％、三百五十四億円で広告宣伝費一位なんです。トヨタとか日産とか本田技研はその後に続いている。その五番目にライオンがまた売上高の八・八六％も宣伝費に使つて、それで皆さんに朝から晩まで洗剤を使いましょうと。そういう

う形で非常にたくさん商品が、私たちの生活で幾ら規制しようとしても次々と新しくつくり出されてくる。ですから、そういう点で私は適正というこの問題は非常にわかりにくいということを申し上げたいわけですね。

そこで、例えば今ABSの生産がまだやっぱり行われているわけですから、これらは一体どこに使われているのか。工業用なのか外国への輸出なのか、その点をお聞かせいただきたいと思ふんです。

○政府委員(安橋隆雄君) ちょっと突然の御質問でございますので、私もまた調べましてお答え申し上げます。

○清水澄子君 済みません。だんだん時間がなくなつて、飛ばしていきましますけれども。

実は、日本では今ABSは使わないということになってきているんですが、やっぱり生産は安定しているんです。特に、最近マレーシアから来られた消費者団体の女性が、日本の企業、これはライオンの方なんです、マレーシアはABSのそういう洗剤を非常に生産しているということなんです。そして、みんな向こうでは足で洗濯しますね、川で。ですから、手荒れと足の皮膚障害で主婦たちが非常に問題にしているわけですね。

それからまた、花王はフィリピンでビビナス花王という会社を設立して、ヤシ油で高級アルコール系の洗剤をつくつて逆に日本に逆輸入をしていますし、それから台湾、タイ、インドネシア、マレーシアにも工場を持っているわけですね。

日本の企業が今日国際社会の中でやはり環境に對しても責任があると思ふんですけれども、そういう点でも合成洗剤の面では環境に責任を持つ製品を余り研究されていない。そのモデルが非常に欠けていると思ふんですけれども、その点について今後やはり御指導いただきたいと思ふんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(安橋隆雄君) 一つは、消費者の側が宣伝に踊らされないという賢い消費者になる必要があるかと思ふんですが、今先生御指摘のように、

企業の側でも売らんかなの姿勢で環境に優しくない製品をどんどん販売するということは企業モラルの問題としてはいろいろ問題も多いと考えているわけでございます。

環境庁といたしましては、やはり環境に優しい製品が普及していくように企業の方でもその開発に努力してもらいたいと考えているわけでございますし、具体的にはエコマークということで環境に優しい製品の普及を目指して種々の助成措置もとっているところでございます。

○清水澄子君 私は、ですからここで国民の責務だけがあつてこういう商品をつくる事業者の責任がないというところは、国、自治体も責任を書いているわけですが、しかしそういう商品をつくる事業者もやっぱりみずから環境問題についての主要な責任者である。国民もそういう加害者になつてはいけないという意識を持つわけですから、事業者にもそういう環境問題についての責任があるんだという、そういうことについて特に安全に商品やサービスを提供する責任があるということをもっときちんと理解をしていただかないといけないと思ふんです。そういう点ではぜひ環境庁はこれに對して十分なやはり指導をお願いしたいと思ふんです。

そして続いて、先ほどからいろいろ申し上げましたけれども、今皆さんのお手元にありますように、例えば地方自治体は市民の声とか、それから自治体自身が実際の環境を見ながらいろいろな努力を、国よりもちょっと進んでいるところが幾つかあると思ふんです。きょうはまたまた神奈川県、の、よりよい環境のために洗剤について考えてみようというところで、ここでは例えば石けん洗剤はどういうふうに関連するかとか、それから分解性の高いものを使つていくとか、非常に教育的な、生活を変えていくようなそういう運動をやっていますね。それから、市民運動、エコロジー運動、合成洗剤を開放したいとか生活を切りかえようとか、そういう運動の人たちもみんな、自分が環境汚染の被害者でもあるけれども加害者でもある、だから自分が加害者になることはやめよう

と、そういうふうな自分の生活の生き方を変える運動をしているのはどちらかといえばそういう市民運動、エコロジー運動の人たちなんです。ですから、そういう人たちの運動を妨げるようなそういう文案を書くとか、そういう人たちをもっと勇気づけるようなそういう法案をつくつていただきたいと思つたんですが、もう間に合いませんから、今度はぜひ附帯決議の方でちゃんとさせていただいて、そして次にはそういう方向で態勢をしいていただきたいと思います。

そういう中でこの十四条の四というのは、この「国民の責務」の中には事業者も含まれているんだという最初のお答えでしたけれども、この十四条の読み方というのは、何人も公共用水域の水質の保全を図るために、石けんなど分解性の高い洗剤の使用量を低く、そういうふうなものを普及していかないとはいけません。そういうふうな読み取りでよろしいですね。

○政府委員(安橋隆雄君) 十四条は個人のみならず企業も含まれていることは先ほども申し上げたとおりでございますし、ここに書いてございます調理くず、廃食用油等の処理、洗剤の使用の適正化というものは一つの例示でございますし、要は公共用水域の水質の保全を図るための心がけを常に持つてもらいたいという願いを込めて訓示規定として書いていただいております。

なお、後段の方は国、地方公共団体が行う排水対策の実施に協力しなければならぬ、これの主語もやはり「何人も」でございます。国民にとりて企業も含まれる、こういうふうな解釈、運用してまいりたいと思つておるわけですね。

○清水澄子君 じゃ、もうあと三分しかないので、ちょっと大臣にお聞きしたいんです。

国会でも今まで随分石けん洗剤の論議があつたわけですね。そして、昭和五十六年の九十五国会で鶴岡大臣が、無磷の合成洗剤と石けんとは環境保全上どちらが好ましいとお考えですかという質問に對して、もちろん石けんがいいですとお答

えになっているんですけれども、大臣はいかがですか。

○国務大臣(北川石松君) 清水委員のいろいろと環境に関しての御質問を聞かしていただきながら、最終的に石けん洗剤とどっちがいいんだと、こうおっしゃっていただきますと、石けんにもよさがあり洗剤にもよさがありまして、その危険性というものは洗剤の方が多いんじゃないかという思いはいたします。

そういう意味の中で、我々が答弁に立ちましてこの場だけ逃れたらいんだ、こういう気持ちで毛頭持っていないことを申し上げておきたいと思ひます。

それからいま一つは、私もいろんな洗剤を食器を洗うのに使っておりますが、そうすると、食器がちょうど洗えなくなったときにその液は十分用を足しているんですね。そこで足してやると全然むだがない。プラス・マイナス・ゼロにしていけば水質も汚濁されないんじゃないかと思うんですね。そのプラス・マイナス・ゼロにするところは長年の経験だと思ひます。その長年の勘の中で私は、いろんな洗剤とかそんなものの適性というのはそこにあると思ひますし、またただ金もうけだけがなんだと、つまり、先ほどの朝シャンというようにで流行を追う若人たちに比べていくところの企業が世の中を悪くしているんじゃないか、こんな思いもいたします。

そういうものもろの思いをいたしますときに、アメリカの例をとられまして、日本の水質汚濁防止法というものはもう少し厳しくてもいいんじゃないか、もっともつと微に入り細にわたってなすべきじゃないかという御指摘もありました。その点も十分踏まえまして、私は改めるべきものは改めていかなきゃいけない、こういう思いをいたしております。

また、昔から、水三尺流るるは清し、水というものは三尺流れたら清くなると。それがなぜ清くならずにはメタンガスが出るかというのは、それは御指摘のとおり、やはり化学物質とかいろんな悪

いものが今日の経済の発展の中で水を侵していると言つても過言ではないと思ひます。

そういうふうなものに対処する環境庁といたしましては、人員は少のうございませうけれども一生懸命、大臣以下全部、打つて一丸となって委員の御心配のような点について対処していきたい、このように思っております。

○清水達子君 最後に、第十四条の五のところですね。これがいわゆる合併浄化槽のことを指しているんだと思うんです。

もう余り時間ありませんから私は省くんですが、けれども、私たちは、下水道普及されれば水質は全部よくなるというふうな、今まで何かそれだけに一つの希望を持っていたように思うんですが、だけれども、今いろいろ問題の見直しが出てまいりまして、下水道建設だけがすべてではなくて、やはり地域の条件によつてとか、それこそコミュニティですね、団地とかそういうところで、自分の出した水はある程度自分の生活の中できれいにすとか、もう一度水質に対して、水環境に対してみんなできれいさをもつと責任を持つと、そういう環境に対しての生活の仕方、そういう考え方というものが非常によく出てきたと思うんですね。

そういう中で下水道は二兆四千億円も出して、一年間に地方自治体を含めると三兆円なんです。そしてその普及率の年間の伸び率は一・三%しかない。今度また何か公共事業で物すごい七〇%にふやすとけきの新聞に出ていましたけれども、本当に水質をよくする、日本の国土の中にきれいな水を循環させるという、そういう考え方の中で必ずしも下水道オンリーの発想でいいのかどうかということがもう一つ大きな問題になってきたんじゃないかと思ひます。

きょうはもう時間ありませんのでそういうことはぜひ考えていただきたいんですが、そういう中でこの十四条の五が、下水道施設ができるまでの合併処理浄化槽はつなぎの施設なのか。私は、これはつなぎじゃない方がいいと思ひます。

合併浄化槽需要人口を下水道普及率の中に見込んでいくような、そういうふうな下水道施設の一環として位置づけていただくような、そういうことを私はぜひお考えいただきたいと思ひます。

そういう中で今もあちこちの団地とかで、東京や埼玉なんかも、いろんな実験が行われているんですね。それだけの村でこの合併浄化槽をつけて自分たちの水はきれいにすると。そういうものを、特免といいますか、下水道法第十条の排水設備の設置の義務づけ条項の見直しがないとそれらは認められなくなるんじゃないか、こういうふうに思ひます。しかし、そこにたし書きがありまして、下水道管理者が認めればこの排水設備の設置の義務づけを免除されるというふうなことになるように思いますので、当面はそれらを運用できるようにぜひひとつ御検討いただきたいと思ひます。

そしてひとつ合併浄化槽についてもコストを安くするとかもつといい性能のものを開発できるように、そういう条件をつくらないと、つなぎであるとかそれはなかなかそうはならない、そういう点でぜひ御検討いただきたいと思ひます。最後にお答えいただきたいと思ひます。

○国務大臣(北川石松君) 委員の重ねての御質問でございますが、下水道も三十年前の下水道とまた今の下水道と、その前も変えなくちゃいけないし、所変われば品変わるという古来言われております、そういう点をいろいろ勘案いたしまして私は対処しなくちゃいけない、このように思っております。

○須藤良太郎君 清水先生の大変厳しい、またユーモアのある質問の後を受けまして、若干質問と要望を申し上げたいと思ひます。

その前に、今、日本はもとより世界で最も重要な環境問題、これに鋭意取り組んでおられますが、官並びに関係各位に心から敬意を表し、今後ますます大変になると思ひますけれどもひとつ大いに頑張ってくださいというふうに思ひます。

最初に、この法律改正、私はむしろ遅過ぎたのではないかと今思ひますけれども、ある

面ではまたよく踏み切った、こういう考え方もあるように思ひます。

これは、要するに生活排水に関連した個人の個人の家庭に関連した問題でございまして、法的な規制なりあるいは制度的な位置づけ、こういうものが非常に問題があるというところだと思ひますけれども、この問題はやはりこれからの法改正の実効を上げていく上に避けて通れない極めて重要な課題というふうにも思ひます。そういう意味で、この点も含めまして法改正の背景等について若干御説明いただきたいというふうに思ひます。

○政府委員(安橋隆雄君) このたびの生活排水対策についての法律改正の背景でございますが、私ども、生活排水につきましては、現行の水質汚濁防止法ではしっかりとした制度がなかったというこの反省の上に立ちまして、最近の閉鎖性水域あるいは都市内中小河川の汚れの見通すことのできない原因が生活系の排水にあるという事態にもかんがみまして、仕組みを補うという形で改正案を提出させていただいたような次第でございます。

産業系につきましては、既に法律制定当時から厳格な規制をやっているわけでございまして、生活系の規制の方法につきましてはやはり産業系とは異なった手法でソフトに接近しなければならぬというところも考えましてこの改正案を準備させていただいた、こういうことでござい

○須藤良太郎君 この法律では従来都道府県知事が産業あるいは工場排水の規制をやる、こういうことであつたわけでありますけれども、今回生活排水ということで都道府県知事が重点地区を指定してそれで実際の事業主体は市町村になる、こういうことになっておるわけでございまして。まだこれからのいろいろ詰めるんでありますけれども、この重点地区というのはなかなか難しいと思ひますが、今どんなふうにかこの重点地区の指定を考えられておられるのか、概略でいいで

すけれども。

それから、市町村が生活排水ということで主体になりますけれども、これは問題ないのかどうか、その辺をお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(安橋隆雄) 都道府県知事により重点地域の指定の考え方でございしますが、法定の要件といたしましては、十四条の六で規定してございすように、水質環境基準が確保されてない、あるいは確保されなくなるおそれがあるというふうなことで、要は汚れが進んでいるような地域である、あるいはそういった都市的な汚れ以外に自然環境保全上あるいは名水の保全上ぜひ必要であるというふうな場合、そういった地域につきましまして知事が指定をするというのが法定の要件でございす。具体的には、県の実情によりまして県内何地域になるかというのばらつきがあると思ひますが、大体水系ごとに指定されますので、一水系当たり数市町村が対象になってくるのではないかと考えられるわけでございす。

それから、そういった水の汚れを水系ごと一番把握している知事に指定をしていただきました場合、その地域に含まれている市町村が、これは住民行政の第一線の行政機関でもございすし、かつ対策を進めていく上でのヘッドの各種事業、下水道事業でございすし、あるいは農業集落排水施設事業でございすし、あるいは合併処理浄化槽の助成をする場合でございすし、いずれにいたしましても市町村が事業主体になってやっていたわけでございす。そういう地域の実際、水の汚れやあいだけではなくて将来の人口の見通しでございすとか各種施設の整備の時間的な観念を入れますと、何年ごろにどれぐらいの施設がどの地域に入るかというふうなことでございすも熟知している市町村に責任を持ってやってもらうというのが排水対策を効率的、効果的に進める上で一番重要ではないかということでございす。今まで水質汚濁防止法ではどちらかというと県知事が水質保全の責任を持っていたわけでございすすが、生活排水に關します限り生活密着型と

いうことでぜひ市町村に中心になって対策を進めてもらいたいということでこの法案の仕組みを考えているわけでございす。

○須藤良太郎君 清水委員も触れておりましたけれども、そこで市町村は生活排水対策推進計画を作成するわけでありますけれども、この計画の概要を、大体わかるんでありますけれども、正確にひとつ教えてもらいたいのと、既に清水委員が申しました公共あるいは公共下水から合併浄化槽までですか、そういう幾つかの施設に限定されたものを計画に盛り込むのか、その辺おわかりになったら教えていただきたいと思ひます。

一つは計画の内容の問題と、施設はちゃんと施設を明記して例えば単独の浄化槽は入れない、そういう形で四つか五つに限定されるのか、その辺を教えてくださいたいと思ひます。

○政府委員(安橋隆雄) 市町村がつくり出す生活排水対策推進計画の概要につきましては、一応法律的には十四条の七第二項に規定してあるわけでございすが、基本的方針と生活排水処理施設の整備に関する事項と生活排水対策に係る啓発に関する事項ということで計画事項が規定されているわけでございす。いわばこの排水対策推進計画は、施設の整備というヘッドの面と排水対策に係る啓発というソフトの面の二つの事業の計画ということで構成されているところでございす。

そのヘッドの面の排水施設の種類のございすが、もちろん下水道施設も含まれるわけでございす。また、農業集落排水処理施設あるいはコミュニティプラント、合併浄化槽といったものも含まれるわけでございすが、今おっしゃいました単独浄化槽は尿のみを処理する施設として機能のみしか持つておりませんし、私どもで考えております生活排水対策というのは主として人の生活に伴い台所とかそういうところから出てくるものでございすので、単独浄化槽の設置に関するものというのとはこの計画の中では取り扱わないことになるのではないかと考えているわけでございす。

○須藤良太郎君 私、端的に率直に申し上げまして、お世辞を言うわけじゃありませんけれども、いわゆる生活排水対策、これはヘッドとソフト、この二つしかない、しかもヘッドは下水道あるいはこれに類似の施設を早く整備率を上げることだというふうに思ひますし、二つ目は個人が水に対する考え方をぜひ相当高揚する、こういうことだと思ひます。

これはそれとして、きょうも整備率が出ておりますけれども、日本の下水道の全国的整備率は大体わかるんでありますけれども、人口規模別にどんな格好になっておるか、環境庁で最新の数字をつかんでおれば簡単に教えていただきたいと思ひます。

○政府委員(安橋隆雄) 下水道の人口規模別の普及率でございすが、全国平均で見ますと、昭和六十三年年度で四〇%でございす。平成元年度末の速報値ではこれが四二%ということになっていくわけでございす。

これが人口規模別の市町村ごとになるとどういうことになるかと申しますと、これは昭和六十三年年度末で出ているわけでございすが、百万人以上の都市におきましての普及率が八六%でございす。人口十万人から三十万人の市におきましては四三%、それが人口五万人以下の町村におきましては普及率はわずかに七%ということ、人口規模別に市町村を分けて考えますと、平均的には四〇%と申しましても非常に差がある、八六%から七%まで差があるというのが実態でございす。

○須藤良太郎君 全体的にもおかれておるわけでありますが、私、特にきょう強調したいのは、特に人口の少ない五万人以下の町村、中でもこれより少ない農村部は非常におくれておると思ひます。恐らく一、二%の進捗というふうな考え方でございす。

今、日本に農業集落というものが十四万以上あります。都市周辺の集落を除きましても農業振興地域で十一万数千地域農業集落があると思ひます。この集落は、御承知のように混住化にさらさ

れておるわけでございすけれども、これがさっぱり下水道関係が進まないということが非常に問題だと思ひます。そういうことで、これが農村においては農業用水あるいは河川とか湖沼に影響し、そしてよく言われる都市と農村の格差を助長している、こういうふうにも考えるわけでございす。そういう意味で私はぜひ地方の下水道関係を相当しっかり進めていただきたい、こういうふうな考えておるわけでございす。

特に農業集落排水事業というのは二百戸、千人くらいの規模、これは農業集落の規模でありますけれども、そういう集落に非常に向いておるわけでございすから、ぜひ今後これを重点に進めていただきたいと思ひますし、また全体の一般の下水道を含まして、これからこの施設整備にどういう計画を持っているか、特に今申し上げた農業集落排水の事業についてどんな役割を感じているか、簡単に結構ですけれどもお答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(安橋隆雄) 生活排水処理施設にはいろいろな種類がございすし、その種類にもそれぞれ施設の特徴がございす。また、地域の実情も今委員御指摘のとおりまちまちでございすので、はなからどういふ地域はどういふ施設というところで一律に画一的に決めることはできないと思ひますけれども、やはり農業集落排水施設について申し上げますと、農村地域における水質保全のために重要な意義がある施設だというふうな考えておりますし、農業水利上も生活排水の汚濁物質が農地に流れ込むというふうなことを防止する意味でも重要な施設だと考えているわけでございす。

そういう意味で、そういった地域におきましてはそういった地域の特性に合った農業集落排水施設が充実していくことが農村地域の環境を保全する環境庁の立場から大いに結構なことではないかということで評価しているところでございす。

○須藤良太郎君 環境庁としてもよろしくお願

いたしたいと思ひます。

私は、これから二十一世紀に向かひまして緑と土に代表される農村の環境は非常に重要だと思ひわけでございます。特に今回工場排水規制に加えて生活排水の法制化がなされる、こういうことで非常に期待をするわけでございます。しかし、問題は、これは市町村がやるわけでありますから、応援体制がしっかりできないと実際なかなか目に見えない、進まない、こういうことになるんではないかと心配するわけでございます。

したがひまして、財源の国のバックアップはもちろんでありますけれども、特に先ほど言われた重点地区に指定した地域がはかと余り変わらないような格好でいるとこの法律の意味もないんではないか、こういうふうに思ひわけでございます。特にこの重点地区に指定された地域のいわゆる採択なり工事実施、そういう施行面に格段の配慮をしていただきたい、こういうふうに思ひます。

○政府委員(安橋隆雄君) 委員御指摘のとおりだと考えております。

この計画策定地域はまさに環境の面から生活排水対策を重点的に実施すべき地域であるということとで知事が指定する地域でございますので、こういった地域につきましては各種生活排水施設が整備される場合におきましても優先的に採択されるべき性格のものでございまして、各生活排水施設の助成を担当しております関係各省にも法案制定段階におきまして重点的予算配分ということをお願いをしてございまして、各生活排水施設におきましてもそういった法案の趣旨を御理解いただいておりますので、こういった地域につきましては他の地域よりも優先的な取り扱いがなされるものというふうに考えているところでございます。

○須藤良太郎君 ぜひよろしく御願ひいたしたいと思ひます。

最後に、北川長官に御決意をお伺ひしたいと思ひますけれども、お聞きのように、今回、工場排

水規制に加えまして生活排水の規制が法制化されるようとしておるわけでございます。この法制化につきましましては、よく言われますけれども、結局日本の水を守る、こういう大前提でありますから、ぜひ各省各機関提携し合つて進めるといふことが重要だと思ひます。また、折しも構造協議で云々されておりますけれども、構造協議の論議を待つまでもなくこれから公共投資の重点は、私は生活環境の面に相当力を入れるべきではないか、こういうふうに考えるわけでございます。さらに、地価問題等いろいろあるわけでありますけれども、やはり四全総の言うように、一極から多極分散、地方分散をしっかりと進めたいかぬわけであります。そういう意味でもこの生活排水対策は大きな力を持つてはならないか、こういうふうに考えるわけでございます。

そういう意味で、ぜひ関係各大臣に働きかけをしていただきましてこの法改正が実効を上げられるように御努力をお願いいたしたいと思ひます。

○国務大臣(北川石松君) 須藤委員の、環境に対しての御理解と励ましをいただき、感謝いたします次第でございます。

また、今、農業集落の排水約十一万以上の何がある、これに対してどうするんだと御見解をいろいろ聞かせていただきました。実際の事業は建設省がやる、そして農水省だ、また厚生省だ、環境庁が実際の事業の力を持つておるのは公園だけである、こういう行政の形が今ありますが、各省庁とよく連絡を保つてということの御指摘を受けまして、各関係大臣と十分に連絡を保つて、所変われば品変わる先ほど清水委員にも答えたように、やはり人口六、七百万のところの大都市の広域流域下水道というのはこれはもうできるものじやございませぬ、そういうところを十分踏まえまして、この生活排水対策を実施していく以上は利用者もまたよく理解をしてもらつて環境の体制に万全を期していきたい、私はこのように思ひしております。

○須藤良太郎君 それじやよろしく御願ひいたし

まして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○広中和歌子君 けさから三時間以上にわたりまして三人の同僚議員からの御質問を承り、また丁寧な答えも伺つて多少理解も増しましたと同時に、私の質問する内容も項目もだんだん少なくなつたということが実感でございます。

このたびの改正案のねらいでございますけれども、私が理解したところによりますと、水質汚濁防止法改正のねらいは、湖沼、湾など閉鎖性水域での水質の汚染寄与度は産業系よりもむしろ現在では生活系排水の方が多いということ、産業排水規制に加えて生活排水規制を導入したことであるということ、具体的には生活排水対策の責務の明確化、そして生活排水対策の重点地域を定める、このように理解いたしましたのですが、よろしゅうございませぬ。

○政府委員(安橋隆雄君) 委員御指摘のとおりでございます。

生活系の占める汚濁の割合が閉鎖性海域でございまして都市内の中小河川では見過ごすことのできないウェイトになっておりますので、産業系の方の取り締まりはあるんでございますが、生活系の方の制度的仕組みを補うという形でこの法案を提出させていただいたような次第でございます。

○広中和歌子君 それで伺ひたいんですが、生活排水対策の責務の明確化とそれの意味するものを、少しお話しただいたわけですが、これももう一度、私、十分わかりかねましたものですから、御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(安橋隆雄君) 生活排水を出している者というのはまさに生活をしている国民一人一人でございますので、国民の一人一人に、わずかではあるけれども自分たちも環境に悪影響を及ぼす生活汚水を流している原因者の一人であるということをも御理解いただきまして、一人一人の自覚の上に立つた努力をしていただくことによりましてその総和としての生活排水全体の汚濁負荷量

が少しでも少なくなるようにということが一つの啓発事業の方の面でございます。

もう一つはハードの面でございます。各種の生活排水処理施設を重点地区について優先的に採択して、汚れているところからきれいな水を出すような施設に変えていく。このソフト、ハード両面の対策を生活排水対策の柱として法案改正の御提案をさせていただいてるところでございます。

○広中和歌子君 きちんと整備されたというふうなことだろうと思ひますけれども、しかし具体的に推進していくのは、今長官もお話しなさいましたように厚生省であり、建設省であり、あるいは農水省である。そのようなことで希望的観測が大分含まれているのじやないかと思ひますが、具体的にどういふふうに進捗していこうとなさっているのか、そしてどのような効果を、例えば現在の汚染度がどのような形で改善されていくというふうな期待を持っていらっしゃるのか、お伺ひいたします。

○政府委員(安橋隆雄君) 生活排水施設の各種の施設をそれぞれ整備、促進についての助成しておりますところは、御指摘のとおり各省庁にまたがっているわけでございますけれども、これを実際に事業を実施していく主体の方から見ますと、下水道にいたしまして、あるいは合併処理浄化槽の助成にいたしまして、あるいは合併処理浄化槽の施設主体にいたしまして、農集集落排水施設の施設主体にいたしまして、市町村でございまして、市町村というのは各省が助成をしている各種生活排水対策の住民行政のまさに最末端における統一の実施主体であるという立場に立つてございまして、地元密着型の生活排水対策の実施主体はまさに市町村であるということに着目いたしまして、この市町村に生活排水対策推進のための計画を立てていただくという仕組みにございまして、それからもう一つの、ソフトの方の面での啓発事業に関しまして、やはり地元におきます草の根的な水をきれいにしていくという運動を行政

主体としてくみ上げていただきまして、それを市町村の立場から援助していった効果を上げていただくということが大切だということで、これも市町村の重要な役割だということでございます。産業系の排水対策につきましては、今まで都道府県を常時監視の責任者として位置づけて水質汚濁行政を推進してきたわけですが、生活系排水に関しましては、そうではなくてもう一歩住民の方に近いところにあります市町村に一肌脱いでいただきたいということで考えているわけでございます。

それから、今おっしゃいましたほどの程度効果があるかという点でございますが、台所対策等の対策をやっていたら、これは事例調査でございますが、やられる前に比べて大体二割程度の負荷の削減が見られるという調査がございまして、それから、生活排水処理施設が完備されまして、完備される前に比べて九割も汚濁負荷量が減るというふうなことで、十分の一の負荷量になるというふうな効果がございまして、

○広中和歌子君 重点地域に指定されました市町村に關してでございますけれども、その場合、市町村によりましては十分な予算の経済的な基盤がないというふうなこともあり得ると思うのでございまして、その補助金政策とか税制面の優遇措置とか、どのようなものがあるんでしょうか。

○政府委員(安橋隆雄君) まず、ハードの面におきます生活排水処理施設の設置についての助成でございますが、下水道につきましては建設省で二分の一を超える高額の助成をいただいているわけでございますし、その他農業集落排水施設にしまして、厚生省でやっていたらいたしておりますコミュニティ・プラントにいたしまして、それぞれ率でもって助成が行われているわけでございます。

さらに、個人施設でございます合併処理浄化槽に対しまして、市町村が補助する場合に国でも一基につき十萬円の助成をするという制度がございまして、これらの生活関連の助成につきまして

は、公共投資の重点的な投資部門として、まだ検討中ではございまして、今後とも政府部内で優先的な予算の配分をするということも検討されているような段階でございます。

そういうようなことで一応パイを広げるとともに、この制度の仕組みで重点地域になっておりますようなところでございまして、さらにその膨らんだパイの中で優先的な予算の配分をさせていただくということで今政府部内で意見の調整をしているところでございます。それから、計画策定につきましても、環境庁では平成二年度でモデル計画策定の補助を組んでおるところでございますし、平成三年度以降につきましても何らかの工夫がでないものだろうかということで検討を進めているところでございます。

○広中和歌子君 きょうは建設省の方と厚生省の方に来ていただいていると思うのでございまして、けれども、下水道の普及率につきましては、先ほど同僚委員の御質問にお答えいたしまして、現段階で四〇％ですか、そして人口百万以上の都市では八六％、しかしながら五萬以下の小さな市町村では七〇％にすぎないというところでございまして、それと同時に、きのうですかきょうの新聞では、公共投資目標、下水道普及率七〇％なんですか、このコストはどのくらいなんですか、公共投資をすればするほどいいというものでないかと思うんですが。

○説明員(松井大悟君) お答えいたします。

現在私どもが推進しております第六次下水道整備五カ年計画の計画ベースによりまして普及率を三六％から四四％まで引き上げることになっておりますが、その間の処理人口の増加が約一千百万人でございます。これを単純に一人当たりで計算しますと、一人当たり約九十万円の費用がかかります。ただし、この中には下水道の普及率向上のほか、下水道による浸水の防除、それから下水から発生します汚泥の処理、人口に換算されない業務汚水、工場排水等の対策も含まれております。

○広中和歌子君 そのほか、個人にかかる維持費はどのくらいでございましてか。

○説明員(松井大悟君) これは下水道使用料という格好で徴収しておりますが、地域の状況、下水道に着工した時期等いろいろございまして、一立米大体五十円から百五十円の間でございまして、平均は約七十円から八十円程度だと思います。そうすると、これは年間約二万円から三万円になると思います。

○広中和歌子君 一人ですか。

○説明員(松井大悟君) 一人です。

○広中和歌子君 それから、厚生省にお伺いいたしますけれども、単独浄化槽というのが非常に普及しているというところでございますけれども、その費用はどのくらいなのでしょう。

○説明員(坂本弘道君) 単独処理浄化槽で家庭用五人槽でございまして、大体四十万円ぐらいでございまして。

○広中和歌子君 それは一家庭でございましてね。

○説明員(坂本弘道君) 一家庭といえますか家庭用の、五人家族用の標準の単独処理浄化槽で四十万円程度かかっております。

○広中和歌子君 そうすると単純に比較いたしますと、下水道の意味というのでしょ、先ほど単に処理するだけじゃなくてさまざまなベネフィットがあるというふうにおっしゃいましたけれども、一人につき九十万円対十万円と。

そして、合併浄化槽というのがございましてね。その普及率はどのくらいでございましてか。それから費用。

○説明員(坂本弘道君) 昭和六十三年の三月末現在でございまして、全国に六百七十七基の浄化槽がございまして、そのうち合併処理浄化槽が約十萬基というところで、その比率からいいますと一・六％ぐらい、こういうことでございまして。

それから、費用でございまして、単独処理浄化槽につきましては家庭五人槽で四十万円程度でございまして、この合併処理浄化槽になりますと七十万円ぐらいになる、こういうことでございまして。

○広中和歌子君 非常に細かくなつて恐縮なのですが、現在かなりある五百八十万基の単独浄化槽でございまして、それを合併浄化槽にかえるということは簡単にできるのでございましてか。

○説明員(坂本弘道君) 一遍単独で入れたものをもう一度持ち上げてそれから合併を入れ直すというふうなことになりますと、大変費用もかかるわけでございます。だから、そういうことをやらないうまでも合併に似たような形のことができないかと今いろいろ検討は進めておる段階でございまして。

○広中和歌子君 私は、下水道といいますが、イメージするものはパリとかロンドンの人間が鬼ごっこできるぐらい大きな中央地下道ですか、下水道を思い起こし、そしてそれが文明都市の象徴みたいになっている、そういう部分があるわけでございますけれども、しかし日本のように後進の国におきましてはまたそれなりの違ったやり方があるのではないかと。現在、少なくとも百万人以上の大都会における下水道の普及というのは八九％でかなり高い率で、これをさらに一〇〇％にしたいというところは、これはさうばらしいことで、また期待しているわけでございますが、コストの点から言いますと、またエフィシエンスというので、十年後に七〇％の目標に達しようというの、公共事業を日本がもつとやるようにという何かアメリカのそういったプレッシャーに屈しているような感じ、無理やり何かにつくったような感じで、私は余りいい感じがしないのでございまして、もつと日本のなやり方でベストなものを、せっかくこういうふうな生活排水対策の責務の明確化、市町村単位でそれぞれの地域にふさわしい排水対策というふうなことを考えていられるのであるなら、私は下水道だけに集中する必要はないんじゃないか。

今のところ厚生省がお使いになっている合併浄化槽のための補助金ですね、その予算はどのくらい

いなんでしょうか。

○説明員(坂本弘道君) 予算でござりますが、当初一億円からスタートいたしましたので、それで平成二年度、ことしでござりますが、三十億円余りになつております。

それと今先生おっしゃいました全国一律に下水道をというお話でござりますが、これは建設省もおいでになるからなかなか申し上げにくいこともございますけれども、こういう島国でございまして山もあり谷もありということでございますからそれに即応した合併処理浄化槽も必要じゃないかということ、私どもの方ではそっちの方を一生懸命やっております、こういうことでございます。

○広中和歌子君 スタートして余り月日がたつていないということもあるんでしょうけれども、三十二億円対一方では下水道対策費というのは何兆円にも上るわけですね、どのくらいでしょうか。

○説明員(松井大悟君) 平成二年度に予定されました総額は約二兆三千億円でございます。

○広中和歌子君 二兆円も大変結構でございますけれども、厚生省の方も大いに頑張っていたきたいというふうに思うわけでございます。

と申しますのは、私、公明党の環境問題研究会ですか、それで九州に参りまして、実際に合併浄化槽、いわゆる石井式個別浄化槽というのを見てまいりましたが、この方式ですと最終的にはP・Mですが、非常にきれいな水になって、例えば十分飲めるというまでにはいかないまでも再処理した水を庭にまけるぐらいに非常にきれいな水になるというふうなことです。今そのような政策で例えば補助金も出、そしていいということがわかれば、石井式だけではなくて、非常に簡単な装置でございますから、パイオを使ったさまざまな新しいテクノロジーで安くていいものができてくるんじゃないかと思うんですが、そういう石井式について御存じですか、そしてまたこのような方策をどのように評価していらっしゃるか、お伺いたします。

○説明員(坂本弘道君) 確かに安くていいものであればそれにこしたことはないんでございまして、無理に高いお金をかける必要はないと思うのでございしますが、いいまして一方、安くて悪いものが世の中にはびこるというのまた困ることでございますので、その辺をよく見きわめながらやっていくことじゃないか、かように考えております。

この石井式というのは名前は聞いておりますがもう一つ勉強不足でございまして、厚生省といたしましてもこういうものがあるなら研究も進めていきたい、かように考えております。

○広中和歌子君 私は実際に新しくできたあるゴルフ場の浄化装置、石井式によるものを見てきたわけでございしますが、何でもよろしいんでしょうけれども、小っちゃなヤクルトの瓶をいっぱい詰めて、そして空気を送って曝気装置というんでしょうか何度か繰り返すわけですね、でも、スペースもそんなにとらないし、最終的に出てくる水というのは非常にきれいだ。もちろん見た目ではわからないんですけど、何か薬を入れてテストをしてくれまして、私など簡単に感心しちゃったわけでございしますが、ぜひお調べいただければありがたいと思います。

○説明員(坂本弘道君) 勉強させていただきます。

○広中和歌子君 それから、この産業排水については今までの規制で十分であるというふうなお考えかどうかかわかりませんが、小規模事業場を例外とされていることがわかるわけでございします。いわゆる足切り、一定規模以上の営業所に限しましてはこの水質汚濁防止法が当てはまるわけですが、それ以下のものに關してはどのような対策がなされているのか、野放しになっているのかどうか、そのことについてお伺いいたします。

○政府委員(安橋隆雄君) 産業系の排水対策としては、原則として日量五十立米以上の排水を公共用水系に排水する事業場につきましては排水規制を実施しているところでござい

ますが、それを切りますいわゆる小規模事業場につきましては報告業務を課すという形で、どのような量を出しているかということと都道府県知事に報告させるということでチェックをいたしておるわけでございします。

さらに、業種によりましては全然規制の報告義務の対象にもなっていないような業種もございします。これは、昭和四十六年に現行の水質汚濁防止法がございましてからだんだんと運用を強化してまいってございまして現在に至っているわけでござい

ますが、まだいけば規制の対象になっていないようなところもあるわけでございしますので、そういった未規制の事業場に対しましては事業場の実情に応じまして順次規制の網をかぶせていくということは今後とも必要なことではないかと思つておるわけでございします。

○広中和歌子君 清水委員も言っていましたけれども、個人に大いに排水には気をつけろと言いつつながら、例えばレストランとか畜産農家などいわゆる生活環境項目の中で、つまりそういう営業を行つていても五十立方メートル以下の排水をするところの取り締まりがないというのはやはり片手落ちではなからうかと思つています。

そういうところはぜひ上質の合併浄化槽を義務づけるべきだと思つますけれども、いかがでしょうか。

○政府委員(安橋隆雄君) 先ほど御説明いたしました五十立方メートル・パー・デーというのは国の一律の基準でございまして、そういう事業場が立て込んでおりまして現実に公共用水域の汚染の激しいようなところでは実情に応じまして都道府県段階で条例で国の一律基準よりも厳しい基準で排水規制を行っているというのが実情でございまして、果によりましては差がございしますものの二十立米あるは三十立米というところまで下下げをしているという実態もございします。

ただ、国の方でもいつまでも五十立米のままでは一律基準を据え置いておくのがいいのかどうかというところにつきましては、そういう形では済まされ

れない問題であると思つておまして、今後この点に關しましては検討を進めていかなければならぬというふうに考えております。

○広中和歌子君 聞きますと、レストランというのですか飲食店、八十二万軒あるそうでございします。そのうち規制の対象になっているところは非常に数が少ない。千八百五十軒だそうでございしますけれども、その事実を御存じでいらつしやいますか。

○政府委員(安橋隆雄君) いわゆる排水規制をしております特定事業場の数といたしましては、委員御指摘のとおりでございします。

○広中和歌子君 ぜひそういうところにもきちんと個人またはそれ以上の規制をかけていただきたい、そのようにお願いしたいと思います。

それからまた、生活環境項目で処理対象人員が五百名以下のところでは特定施設から除外ということがございしますので、例えばどういう企業というんでしょうか、それが当てはまるかわかりませんが、トイレですと、そういうものの例えは浄化槽、トイレですと、そういうものの浄化槽なんかはするかしらないかは事業場、あちら任せというふうなことで規制もかかっていないというふうに向いますけれども、それも事実でございします。

○政府委員(安橋隆雄君) 浄化槽の規制でございしますけれども、全国一律基準といたしましては、現在五百一人槽以上のところにつきまして合併浄化槽にしなければならぬし、合併浄化槽につきましては特定施設として厳しい排水規制をかけているというわけでございしますが、今回の法律改正で汚れの特激に激しい総量規制地域、これは東京湾、伊勢湾、瀬戸内海の関係水域の陸域でござい

ますが、そういう総量規制地域につきましては全国一律基準よりもより厳しい基準で施設の排水規制ができるような制度を法律改正でお願いしております。この法律改正が認めただけですと、私ども政令でこの五百一人槽以上のものをこ

ういった総量規制地域につきましては二百一人槽

以上のものにすそ下げをして、汚れの激しい地域では全国一律基準よりも厳しい基準で排水規制をしていきたいと考えているところでございます。
○広中和歌子君 どうして二百一人になるのですか。どうしてもっと下げられないんでしょうか。

○政府委員(安橋隆雄君) 今、五百一人槽というのは大体日量百二十トンというところでございまして、二百人槽というのは四十八トン、約五十トンでございまして、一応特定施設ということで五十トン以上槽ということで切っておりますこととのバランスを考えまして二百一人槽ということにしたわけでございます。

○広中和歌子君 日本とアメリカは違うんでしょうけれども、日本は中小といいますが非常に保護されているような気がするんですが、このようにすることに関しては例外というんでしょうか、をおつくりになる必要はないんじゃないか、一からスタートしてもいいんじゃないかというふうに思うんです。

しかしながら、私個人といたしましてはこの法案には大賛成でございまして、企業だけではなくて個人の責任というものを明確にしようとなさったことはすばらしいことだと思いますが、そのかわりで日ごろ気がついていないことについてちょっと二、三御質問させていただきたいと思っております。

河川とか海岸とか山、道路などのごみが意外と多くて、それが非常に気になるわけでございまして。海上投棄は法律上禁止されているというふうになっておりますけれども、例えば海岸などに参りますとすぐ汚いんですね。これはちょっと恥ずかしい話なんですけれども、例えば岩国では海水浴の季節になる前にアメリカの兵隊さんがボランテアで海岸を掃除して歩いてくれるそうでございます。つまり、海水浴シーズンの前になぜ海岸にごみが出るかというと、海岸に遊びに来た人が捨てるといよりは川とかに、多分川でしょうね、捨てて、それが水によって流されて海岸に出

てまた打ち上げられると、そういうことじゃないかなと思うんです。というのは、考えられないような物が海岸に流れて散らかっているんですね。例えば、ここに出ていましたけれども、洗剤の大きなビニールの殻ですね、そんなようなものが散らばっているんです。

どうしてこういう不法投棄がなされるのか、そのごみ処理の状況、そしてそういうものを取り締まる方法がないんだらうか、生活雑排水についてどうやって努力なさっているんですから、普通のごみについてもやはり環境庁としては各省庁と、恐らく厚生省だらうと思えますけれども、一緒にやっていただけないものだらうか。まだ厚生省の方いらっしやいますから、よろしくお願いいたします。

○説明員(坂本弘道君) ただいまの海岸に流れつくごみの点でございまして、海域にごみを捨てるといことが全部禁止されておるかというところではちょっと違うところがございます。し尿でございますが、これは五十海里離れたところに持って行って速やかに拡散するようにと、こういうようなことで一部やっております。余計なことかもしれませんが。

「広中和歌子君」いや、いいことを教えてくださいました。ありがとうございます。」と述べた。

○説明員(坂本弘道君) これはいろいろ歴史的事情もございまして、そういうことでやらせていただいております。

ただ、今の廃棄物処理法では、何人も、公園、キャンプ場、海水浴場等の公共の場所を汚さないようにしなければならぬと、こう規定されておるわけでございまして。したがって、それらの場所の管理者はこれらの場所の清潔を保つように努めなければならぬことが定められておるわけでございまして。したがって、それぞれの管理者によって海岸、湖畔等の清掃が行われておる。特に海開きやなんかというときにはみんなが集まって、ボランテアの人を中心になつていただい

てやっていただいております、こういうことでございまして。

散乱ごみを防止するというところでございまして、これはやはり何といいたしても住民の方たちのモラルの向上が必要でございまして、そういう意味から厚生省では、春には環境美化行動の日、秋には環境衛生週間を定めて、公園、キャンプ場等の一斉清掃、啓発活動等を推進しておるところでございまして。先日私も上野公園でごみ拾いをやっておりますが、六月の三日だったか、たくさんお集まりになっておりました。

○広中和歌子君 本日に雑排水のこともそうでございますけれども、ごみにつきましても、例えばこの法案ができて果たしてどれだけ守られるのか、実行されるのか、PRの予算ですね。企業だつて物をつくれれば、さつき七割ですか八割の宣伝費をかけると言いましたけれども、こちらはどのくらい宣伝費を、また宣伝の努力をおかけになるんでしょうか。

○政府委員(安橋隆雄君) 国だけではなくて県も含めましてこの法案の趣旨の徹底には努力してまいりたいと考えております。

普通の法案ももちろん周知徹底する必要があるわけでございまして、この法案につきましても、排水対策のソフト面として国民一人一人が加害者にもなり得るんだということをわかってもらわなければ効果は半減するわけでございまして、この点特に留意してまいりたいと思っておりますので、ございまして。

○広中和歌子君 先日、議員たちが集まっております環境会議、GLOBEという会議に出席しました際に、海上投棄とそして危険物廃棄についてそれぞれ別の国でいわゆる政策協調をしようじゃないかといったような話で、私も日本の例を勉強させていたいたわけでございますが、海洋投棄について日本では非常に厳しい取り締まりがあるということを知ったんです。そのとき、し尿はどうかと聞かれて、実を言うと答えられなかったのに今厚生省の方がお答えいただいたんで、そういうこと

が日本で行われていることを知らなかったということ、そして今、一国で出す公害物質という観点から、こういう政策協調が行われるという時代になつたんだという気がいたします。

バーゼル条約というのを環境庁でも御存じだろうと思っておりますけれども、その条約について、そしてその条約に日本は今度加盟するおつもりがあるのか、そしてもし加盟するのであればその前にどのような問題点があるのか、お答えいただければありがたいと思っております。

○政府委員(安橋隆雄君) バーゼル条約は、廃棄物の国際的な移動によって地球全体が汚れていくことを防止するために必要な対策について、世界じゅうの国々がスイスのバーゼルに集まりまして締結した条約だというふうに聞いております。日本を含め百十六カ国が採択したわけでございまして。

それで、この条約につきましましては、日本も地球環境の保護ということで世界のリーダーとなるべき立場にございましてのでぜひ批准をして参加したいというふうに考えているわけでございまして、この条約に参加いたしますためには国内法の整備が必要でございまして。そういうことで現在政府部内におきまして加盟に伴います各種の国内法の整備について検討を進めているところでございまして。

準備ができますれば、国内法の整備とあわせまして条約の承認について国会の方に御審議をお願いしたいと考えているところでございまして。

○広中和歌子君 整備の内容でございましてけれども、なぜ整備しなければならぬのか。聞くところによりますと、日本で危険廃棄物というんでしょうか、そういうふう指定されているものと、それから例えばヨーロッパ、アメリカなどで指定されているものカテゴリーが違つて、種類も数も違うというふうに向つておりますけれども、事実でございまして。

○政府委員(安橋隆雄君) 有害廃棄物の範囲が条

約上あるいは各国の国内法上違っていることは事実でございます。バーゼル条約におきます対象物で有害廃棄物と定義されているものは必ずしも有害物を含んだ廃棄物でなくて、例えば強酸性のもの、強塩基性のものなども有害廃棄物というふうにしておりますので、我が国の国内で有害廃棄物を含んだものということの単純な対比は困難かと存じます。

ただ、有害なものを含んでいないものでございまして、国内法上、例えば埋立禁止処分の対象にしているというようにもございしますので、そういったことを考えますと単純な比較は困難かと思ひますが、いずれにいたしましても、バーゼル条約を批准いたします以上、バーゼル条約との整合性を国内法制もとていかなければならぬことは事実でございますので、そういった対象物の範囲でございまして、そういった対象物の移動というのは法律上は有害廃棄物の輸出輸入というふうなことに、国境を越えての移動というの輸出輸入というふうになりますので、そういったことをどのような法制でどのようなチェックをすべきかというふうなことも含めて検討しているというところでございます。

○広中和歌子君 先ほどの不法投棄につながるわけでございますけれども、日本では別に有害というふうな規定がされていなく、それを海外に持っていったというふうなこともあり得ますので、簡単に処理業者に任せずにまたは簡単に川に捨ててしまつてそれが水を汚染するなんというふうなこともあるのかもしれない、そういうようなことを心配いたしますので、ぜひこうした有害廃棄物につきましてはより厳しいスタンダードに従つていただきたい。したがいまして、ぜひ国内法を整備され、そしてバーゼル条約を批准できますような体制を整えていただきたいとお願ひする次第でございます。

それでは、質問をさせていただきます。どうもありがとうございました。

○香脱タケ子君 それでは、質問をさせていただきます。

水は、人間はもろもろのこと、地球の生きとし生けるもの共有の財産だと思ふんです。人間が自然とかかわり水に親しめる環境を求めるといふのは人間本来の自然の欲求だと思ひます。人が魚や水辺の生物と共存できるような環境保全をするというのがより大事だという立場で、水濁法の成功といふものは、本当に実効を上げることが心から望むものです。

今回の法改正を見てまいりますと、水を守るために国民の責務を決めておられます。生活排水というものが炊事、洗濯、入浴による水ということ規定をされておりまして、この生活排水の汚れを規制するということでありまして、考えてみますと、従来の公害対策法規の中で個人の生活にまで踏み込んで規制をするという規定は初めてではなからうかと思ふんです。そういう立場に立ちますと、これは国民の一人一人にそういう責務を要求していくということになるならば、当然のこととしてそれだけに行政の責任というものは逆に重大であると思うわけでございます。生活に利用する洗剤、これは法律にも書いてあるが、国民が無意識に使っているけれども安全な洗剤、そういうものを一体どうして選択をさせるのか、あるいは食用油の処理について安全にどういうふうにするように国民に啓発をするのか、これは生活をしていくために利用していく商品自身を本当に環境に優しいものを規定していきまさんと、国民に気をつける気をつけろと言われたらこれはなかなか実効が上がりません。その点が一点です。

もう一つは、共有財産の水を従来から一番汚してきた元凶というのはやっぱり産業排水、この産業排水を一段と規制していくことが並行してやらねばならぬ。もつと言へば、これはもう盛んに言われておりますように、私も言いたかったけれども質問順位がずつと後になるものだから省略しておるんだけれども、今全国で二千以上にも及ぶいわゆるゴルフ場の農薬づけの問題、こういう問題について並行して厳しく規制をする、行政が責任を持ってそれをやるということなしに国民に対してだけ責務だなんてことを言つたってこれはいただけませんということになると思うので、そのあたりの御決意のほどを先に伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(安橋隆雄君) 産業系排水につきましては罰則等の担保措置を伴つて厳しい排水基準を……

○香脱タケ子君 そんなの要らぬですよ。基本的なスタンスを聞いているのであつて、細かいことはいいですよ、後で聞きますから。

国民個人の責務をきちんとして規定するという新たな問題なんです。この法律はかつてない規定なんです。それをする限りは行政の責任はうんと重大になるという立場で、私も申し上げたように産業排水であれ、あるいは生活に利用する商品の選択であれ、あるいはゴルフ場の農薬づけであれ、そういった諸問題については従来と同じスタンスでは困りますよということを申し上げているので、基本的なスタンスをはっきりしてください、そのことを申し上げている。

○政府委員(安橋隆雄君) 国民にいろいろお願いを申し上げる以上、政府なり行政なりあるいは企業の責務というものも明らかにすることは当然ではないかという御指摘でございます。政府の方といたしましてはやはり重大な決意で政府の責務を遂行していかなければならないと思ひますし、企業の方も環境に優しい製品の開発、普及というふうなことに努めていただくように政府としても努力を重ねていきたいと思います。

また、産業系の排水規制あるいはゴルフ場の農薬の実態把握と適正な使用についての指導といったものも強化していきたいと思つております。

○香脱タケ子君 私もお聞きしようかなと思つた。幾ら考えてもわからなかつたのは、生活排水という定義は、炊事、洗濯、入浴による水だと、し尿は一体どうするんだというのがさっぱりわからなかつた。これは国民にしたらどうですか。し尿は厚生省でございまして、建設省でございまして言われても、国民にしたら生活の中から出てくる汚水ということになればそれは一体どうするんだと。国民の責務のところは調理くずとか廃食用油とか洗剤とか例示しているんです。それは生活全体の一部分だということに思つて非常に理解のしにくい思いがしたわけでございます。それが縦割り行政の一つのあらわれかと思ひますけれども、しかし、きれいな水を守ろうか、水をきれいにしてしようかというときにはそういうものが総合的に国民に理解できるような対応をしませんと、これは環境庁で、これは厚生省でと言われたのでは国民はわかりません。

それで、公共下水道の完備のところはどうするかと思つていたんです。同僚委員の質疑の中でそこは除外するんだと、こう言われた、お答えが、そうですね。いやいや、この法律の適用は公共下水道が例えば一〇〇%実施されている完備地域は除外するというふうに言われましたね、間違いないでしよう。

○政府委員(安橋隆雄君) その点は、生活排水が下水道を通じて公共用水域に流れ出しますので、下水道できれいになるという意味で除外すると申し上げたわけでございます。

○香脱タケ子君 そうすると、生で汚した水が生きて公共用水域へ出る水についてだけ個人が気をつけたいわけですね、今の説明なら。それなら全部下水道を完備すればそんなややこしい心配は要らぬということになるのと違いますか。

○政府委員(安橋隆雄君) ただ、国民の責務に關しましては、下水道完備地域でありまして下水道の負担を少なくするために、やはり心がけて下水道の処理能力以上のものにならないようにきれいに流していただく努力、心がけはお願いしたいと思つております。

それからもう一点、言われましたし尿の問題でございますが、し尿も生活排水の中に含まれると

いうふうに考えているわけですが、し尿につきましても既に下水道法なりあるいは浄化槽法なりあるいは建築基準法なりでそのまゝ流してはいけないという体制ができておりますので、御審議をお願いしております生活排水対策としてはもう片づいて問題であるということと、もう一つ三つの法律でやっていこうとすることに任せるということ、当面必要なのは台所あるいは風呂場などから流れ出る人の生活にかかわる排水対策をすればいいのではないかと、というスタンスでこの法案を準備しているわけでございます。

観念的にはこの法案の中にし尿も含まれているわけでございますし、一人一日当たりBOD四十三グラムの負荷量という中には三〇％、十三グラムという形でし尿につきましても負荷量はあるわけでございますから、これは観念的にはこの法律の対象にはなり得るものだと考えております。

○省脱タケ子君 私は、国民の責務を法律に明記しなくとも、今日の地球環境を守るという意識がこれだけ国民の中に広がっているという中では、これはおのずからそれぞれの留意というものが広がってくるに違いないと思ひますし、それに対する啓発、これはもう当然必要だと思ひます。ただ、そういうことで個人の責務とか個人の努力だけで果たして生活排水の汚濁防止ということの実効が上がるのかということを感じます。

といひますのは、私は大阪市内に住んでおります。大阪市内に住んでおりますと、例えば下水道の普及率が九八・八％ぐらいです。もうほとんど完備している。そうなたら、生活排水と言ひけれども、生のままで公共水域へ出ていくというのは実際にはちょっと見ないわけですが、生のままで公共水域である河川に下水道の端が出てきているというのか、生の水の端が出てきているというのか、郊外の小さい河川でときどき見ますね。そういう状況から見れば、本当に生活排水の汚濁防止を効果のある措置として実現していくためには、大都市の周辺とかあるいは人口急増地域とかあるいは乱開発で急速に住宅が広がっている地域だと

か、そういうところは下水道の完備、整備を急ぐということが一番大事ではないのかということを感じておられます。全国的な統計等は既にもうお話がありましたが、四〇％余りだということも話がありましたし、データも拝見しておりますわけでございますが、そういう点で大都市とあるいは大都市周辺の地域、人口の密集地域、乱開発という語弊がある部分もあるかもしれませんが、急速に開発されて密集されている地域等については、これは生活排水の対策をし尿とともに本当に実効を上げるためには下水道の普及ということが非常に大事ではないかと思ひますが、その点についての御見解はいかがですか。

○政府委員(安橋隆雄君) 先生御指摘のような地域で下水道が整備されるということは重要なことだと考えておられるわけでございます。ただ、下水道と申しましても地域によりましては完備まである程度時日を要するというようなところもございしますし、そもそも下水道が非効率的であるというようない地域もございします。そういう地域につきましては下水道以外の施設、簡便性、効率性といったような特性を備えた他の施設で対応するといふようなことが基本だと思ひております。

いづれにいたしましても、環境庁といたしましては、生活排水処理施設が早急に整備されまして環境中に汚水が流れ込むことが一日も早くなくなるように各種の生活排水施設を地域の特性に応じて、施設の特性に応じて完備していただきたいというふうに思ひておられるわけでございます。

○省脱タケ子君 それならはつきりしてほしいんだけれども、下水道をつくるのが一番よろしいけれども建設省との関係ではなかなか簡単にできないから間に合わぬから、とりあえず中間的な施設をつくってでも国民に責務を果たさせるといふことなのか。

私はそんな回りくどいことを言わぬで、これは条件の違うところはそれは違ひますよ、農村地帯とか集落地域とか。しかし、大都市周辺の人口急増地域などというのは下水道整備を最優先にやるべきだと思ひますよ。特別措置をとるのかどうか、あるいはこの法律をつくるのに建設省と相談してどのようになっているんやとまず聞きたいわけですよ。どうですか。

○政府委員(安橋隆雄君) この法律を出すに当たりましたもろもろ建設省とも十分協議、調整を重ね、それを了したわけでございます。つまり重点的に生活排水施設を整備すべき地域ということで計画を立てさせていただいておられるわけでございますから、そういう地域につきましては重点的かつ優先的に各種生活排水施設の整備のための助成もしていただくということにしているわけでございます。

○省脱タケ子君 建設省おいでですね。それじゃちょっと伺ひますが、汚濁状況によって特別地域が重点地域の指定をやるということになっておられます。その重点地域の指定をやったところは建設省としては下水道建設については特別措置なりかさ上げなり、そういうことをやってでも実効を上げるような方向をおとりになるのかどうか、それをちょっと聞かしてほしい。

○説明員(松井大悟君) 下水道事業の中で今回の法律に指定されました重点地域につきましては下水道の財政上の措置があるかという御質問だと思ひます。それにつきましては、下水道事業そのものが生活排水の全国的な最重要事業と考えておりますし、下水道事業の現行の補助率は他の公共事業に比べてまして十分高いものと考えておりますから、現在はそのような措置は考えておりません。

○省脱タケ子君 私はその辺が大事やと思ひます。市町村でしよう、実施主体が、金の裏打ちがなかったら、何ぼやりたい言うてもでけへんのです。長官ね、よう知つておられるでしょう。そこをちゃんと裏打ちをつくつてもらわぬと、そんなもの何ぼ決めたってあきませんで、本当に。どうですか。

○國務大臣(北川石松君) 省脱委員の非常に下水道に對しての思いやりのある御質問をちょうだいしてありがたく思ひております。

ということ、下水道の事業そのものは建設省の下水道局でやっていただきます。ところが、今おっしゃる通りに市町村の負担ということにおいて市町村は行き詰まっております。これは私は言つても過言じゃないと思ひます。だから、四四％の負担の中で大阪の周辺の人口急増のところが広域下水道というものはまだ四四％である。これは市町村の負担、ここに建設省の課長いらつしやるが、地域の事情を十分に踏まえてやはり普及率を高めるための国の補助制度というものをこの際検討していただければ幸ひだと思ひております。これは各所管また大蔵省、いろんなところとの話し合いを持っていかんやいかぬ問題ですので、この点を御了承願ひておきたいと思ひます。

○省脱タケ子君 それは建設大臣と大蔵大臣と相談をしまして、とにかく補助率も今下がつておるわけや。きのうもちょっと聞いたけれども、下がったままでこんなものやと聞いたけれども、下がぬのやから、その補助率を上げるためには大蔵大臣に、こんないい法律をつくるのやからぜひ実効を上げるためにちゃんととへ戻してくれと言ひて要求をしてもらいたい。そして特別重点地域に指定したところは本当に重点的にこれは予算を充当するといふふうなことを約束してもらわぬとさっぱりぐあいが悪い。せつかくいい法律ができたんやけれどもなという結果にならんかねないので、これは特に長官にお願いを申し上げておきます。私は余り時間がないのでゆつくり言うてられへんのですね。

それで、何でも下水をやいやいや言うてるかということを一言言ひます。これは大阪府の環境白書に「大阪府下の河川の水質(BOD)の概況」というのが出ています。汚れている十ミリグラム・パー・リッター以上のものというものは大阪の南部を除いて全部内陸部なんです。これはおもしろい現象だなと思ひて私も見たんですが、これひとつあげますから、長官こら

ます。

○中村鋭一君 本日は委員会です。これまでに広中さんや清水さん、篠崎さん、そして今の香脱さんを初め女性委員の皆さん、大変きめの細かい質問をしていただきまして、私も、ああそうか、こういう見方があったのかとつくづく目からうろこが落ちるような思いもいたしました。

これは衆議院の段階で安橋さんが、今回の水濁法等について女性の方に生活排水を余り量をたくさん使わないようなことをお願いするというような意味の答弁をなすっていったように私は記憶しておるんですけれども、なるほど、しかし考えてみますと、我々の頭の中に、今回の法改正は生活排水、これは家庭雑排水、これは家庭の主婦だ、こういうふうなある種の思い込みがあったんじゃないか、こう思うんですね。

その点で今後のこの法の現実のPR等々には、まず冒頭に、これは決して家庭の主婦を主として対象としたものではなくて、文字どおりそれは厳密に言えば、法にもうたわれてありますように、環境の加害者になっていけないのは国民一人残らずでございますから、その点をまず環境庁の皆さんも観念をしっかりと定めておいていただきたい、こう思う次第でございます。

そこで、改めてでありますけれども、今回のこの水濁法の改正に至る経緯と申しますか、これは一種の理念法と申しますか、宣言法と申しますか、そういう法律であると思うんですが、こういうものを改めて設定しなければならなかったその原因と申しますか、経緯と申しますか、その点について簡単に答えを願いますか。

○政府委員(安橋隆雄君) 水質汚濁防止法は、従来産業系の排水対策を中心に仕組みを設定していたわけでございますが、最近の環境基準の達成率というふうなことを見ますと、健康項目についてはほぼ達成しているわけでございますが、生活項目については全体として見れば横ばいでございまして、人口が稠密なところの都市内中小河川あるいは閉鎖性水域におきましてはむしろ悪化の兆し

さえ見られるというふうな状況でございます。しかもその原因が、必ずしも産業系のみではなくて生活系の汚水も見え出すことのできないウェットを占めるに至ったというふうな事態の推移にかんがみまして、制度面でも生活系の排水の仕組みを補っていききたいということで法律改正をお願いしているわけでございます。

○中村鋭一君 滋賀県でちょうど十年前に富栄養化防止条例をつくりまして、私、この間の委員会の方に来ていただいて参考人として御意見を伺いまして、その節に、国が例えば環境アセスメントについての法律をどうしてもつくることのできない、やっと湖沼法をつくりましたね、五十九年でございますか。そのような状況の中で、滋賀県民が良識を持って富栄養化防止条例、いわゆる洗剤条例をつくった。このことは本当に立派なことであつたと称賛するにやぶさかでないし、私も県民の一人としてそれを誇りにしているんですけれども、ただ現実に見ておきますと、その洗剤防止条例を施行したにかかわらず、琵琶湖の水質が顕著な改善が見られていないように思うんです。

そこで、条例実施後の、例えばCODでありますとかそういうものについて、経年的な変化をごく簡単に結構でございますから、できれば北湖と南湖に分けて、まずCODから教えていただきたいと思ひます。

○政府委員(安橋隆雄君) 富栄養化防止条例が琵琶湖について制定されました昭和五十四年以降の琵琶湖の水質の推移でございますが、CODにつきましては、北湖、南湖とも五十四年から五十九年までの最初の五年間ぐらいは改善傾向にございましたけれども、五十九年度以降は横ばいの状況になっておるわけでございます。

それから、例えば透明度でございますけれども、北湖は非常に変動が激しいわけでございまして、五十四年以降大数的に見ますと若干の改善が見られるというふうに見えております。それから、南湖では五十四年以降横ばいで変更がございませ

ん。それから、窒素でございますが、北湖では五十四年以降ずっと横ばいの状態でございます。南湖では五十四年度から若干の改善の傾向は見られましたが、最近に至って横ばいの状態になっているというところでございます。

それから、磷でございますけれども、北湖では五十四年度以降現在までずっと環境基準でございます。○一ミリグラム・パー・リットルの基準を達成しておりますが、南湖では五十四年度以降改善の傾向が見られましたが、最近では横ばいであるというふうな状況になっております。

○中村鋭一君 今御指摘のように、顕著な改善が見られていない。特に南湖においてその傾向が著しいわけですね。

私、滋賀県からちょうどいした「し」が環境水質編」という小冊子であります。これを見ておりましたも特に南湖においては透明度、全窒素、全磷、それからもちろんCOD、そのすべてが環境基準をはるかに隔たつて悪い状況にあるわけですね。

としますと、私はそこで一つの疑問がわいてくるんです。

県民の意思で洗剤条例を制定して、いつとき八〇％ぐらいまで達した石けんの使用率は現在三〇％そこそこ低下している。しかし、一方では磷を含まない洗剤の使用率が当然上がっているわけで、相対的には石けんの使用率が減つても磷を含まない洗剤を使っているわけですからイコールゼロであるわけですね。とすれば、十年もかかってこれだけ一生懸命県民の皆さんがやっているにもかかわらずこのような状況、環境基準にはるかに隔たる数値しか得られない。一体どうしてなんだろうという疑問がわいてくるんですが、それは環境庁はどのように見ていらっしゃるんですか。

○政府委員(安橋隆雄君) 琵琶湖のうち特に南湖につきましては、水深が平均で四メートルぐらいというところで非常に浅いというところ。ということは汚濁の進行が進みやすいという湖自体の特性があるわけでございますが、周辺の人口が特に最近顕著な増加を見ておるわけでございます。さらに下水道の普及率がまだ周辺の地域では低いというふうなことがございまして、県あるいは県民挙げての懸命の努力が人口増等の要因で相殺されて、本来浅い、汚れやすいという南湖の特性とも相まちまして、全体的状況としては相殺の結果横ばいであるというふうな状況になっているものと判断しておるわけでございます。

○中村鋭一君 安橋さんね、今の御説明では、私、どうももうひとつ納得がいかないものでね。ここにある資料は琵琶湖総合開発事業の実施状況の表でございますが、例えば土木としての琵琶湖の下水道の工事進捗率は八二％ですね。それから一方、住民の皆さんのいわゆる下水は二三％ぐらいですね。それでも全国的な平均からいしますと、ここ累年の下水道化率は全国でも非常に高い水準にある、こう言われているわけですね。にもかかわらず南湖は顕著な状況の改善が見られない、むしろ横ばいであるということなんです。何か別に理由があるんじゃないかと、こう思うんです。

それは、例えば水濁法の改正案が実施をされまして皆さんの意識が改善されて、石けんの使用率が高まると、産業排水も生活雑排水もそういう出す方の側からいしますと大きな進歩や改善が見られて、きちっとそれをやっている琵琶湖の水が今から千年前と同じような透明度や同じようなきれいさを取り戻すことができるんだらうかと疑問を持つわけですね。

何かほかに、例えば酸性雨でありますとか、地球全体の環境がもう我々の努力を超えたところで水そのものを汚染しているような要素もあるんじゃないだらうかと思うんですが、その点について、安橋局長、お考えになったことはございませうか。

○政府委員(安橋隆雄君) やはり先ほど申し上げたと申しましたように、南湖につきましては周辺の人口増というものがせつ々かの県民、県を挙げて

の努力を割り引いているという結果が出ていますというところは否定できないと思います。

それから、これは特に南湖についてだけではございせんが、国民一人一人の生活水準が上がりまして、いわゆるぜいたくな生活を始めますと、それが大気にして水質にしていけば悪影響を及ぼす、従来よりも多い負荷量を与えてしまうということでは避けられないところでございまして。

そういう意味で、生活水準が高まりまして環境に優しいような製品を使っていたら、少しくてもきれいな環境にしていける努力が国民各人に求められるところではないかと思っております。

○中村鋭一君 これは大阪の新聞には大きく取り上げられた記事なんです、六月七日付の朝日の朝刊なんです。その前の日はたしか社会面のトップ記事に出たと思うんですが、琵琶湖で植物性プランクトンが例年より三週間早い五月下旬から異常発生をいたしました、下流域の琵琶湖の水を飲んでいらつしやる皆さん、北川長官もそのお一人でございます。これも臭うて飲めぬと、こうおっしゃいます、新聞記事によれば神戸市には一日で百件近くの苦情の電話がかかっている。そのために浄水器が売切れになりました、皆さん自衛のために浄水器を使ったり、それから六甲の水がもう品切れで在庫が全くなかったと、こういう報道がされていたんですけれども、この琵琶湖に発生した植物性プランクトンといいますが、どういふプランクトンなんですか。

それからまた、こういうプランクトンが例年より三週間早く発生したということは、環境庁は知っておられますか。

○説明員(小林康彦君) 新聞記事につきましては、ただいま入手したところでございますから、私からちょっと答えさせていただきますか。

琵琶湖のカビ臭が主としてプランクトンに起因をいたしまして、琵琶湖周辺及び淀川から取水をしております水道でにおいを生じ問題になり始めて

たのは昭和四十年代からでございます。例年のように関係の水道での悩みの種になっておるわけでございますが、最近のにおいの原因の主としていましては、ホルミディウムが中心というふうな観測をされております。本年もこのホルミディウムが発生をしております、発生そのものは例年並みでございますけれども、においが出るのは例年よりも三週間早い時期、現在発生をしております、こんな報告を受けております。

○中村鋭一君 そのホルミディウム、これはカビ臭があるけれども健康被害はないわけですか。

○説明員(小林康彦君) 現在のところはにおいだけの問題というふうに承知をしております。

○中村鋭一君 しかし、においだけでありまして、こんな不快なことではないわけで、今も香脱さんがうちも浄水器つけたわって、こうおっしゃっているわけですね。

だから、やっぱり臭い水というのは、これはぐあい悪いですね。広い意味ではやっぱりこれは公害だと当然ながら言えると思うんですが、なぜこういうプランクトンが発生するんですか。

○説明員(小林康彦君) 湖が富栄養化、栄養の多い状態になりました、それに光等の作用もございましてプランクトンが多量に発生しやすい状況になってまいります、その中で状況によりまして、種には変遷はございますが、中に強いにおいを発生するプランクトンが優先的に発生をする時期、年もございまして、それらがにおいの主たる原因になっておる状況でございます。

○中村鋭一君 という、例えば藻とか窒素とか、それから水の透明度でありますとか、同じようにに赤潮とかアオコとか、こういったプランクトンの発生率等も当然ながら水質汚濁に重要な関係がある、一つの指標にはなり得る、こう思うんですが、その点はいかがですか。

○説明員(小林康彦君) プランクトンの発生が水質汚濁の一つの結果でございますので、逆に言いますと水質汚濁の程度を示す重要な指標というふうに考えております。

○中村鋭一君 ということは、滋賀県のように水質というものに非常に神経質でそこに県民の良識も加わって全国に先駆けて洗剤条例を施行した、こういった水質先進県ですら琵琶湖の状況が改善よりもむしろ率直に言って悪化の方向をたどっている、としか言えない現状は、私は本当に残念だと思っております。だからこそ我々は、むしろ奮勇を振るってでも全国にきれいな海岸線やきれいな海水やきれいな湖沼や川を確保するための努力をこれからも払っていかねばいけない、こう思うんです。

もう一遍話を技術的な側面に戻しますけれども、清水さんもたしかその面でお尋ねだったと思うんですが、滋賀県では例えば石けんの使用率が八〇%から三〇%に減って、洗剤の使用率がふえたと。洗剤の使用率はふえたけれども、その洗剤にはは含まれていないということなんです。

安橋さん、率直なところ、例えば界面活性剤、こういったものの影響等もあわせて、洗濯石けんと洗剤の、使用量も含めながら、優劣を一遍比較していただけないか。

○政府委員(安橋隆雄君) 石けんにつきましては、生物に対する影響あるいは残留性という点に關しまして合成洗剤よりもすぐれた点を有しているわけでございますが、他方、有機汚濁という観点から見ますと合成洗剤よりも劣るというふうな関係がございまして、一概に石けんがいいとかあるいは洗剤の方がいいとかというのはなかなか決められない問題であると思われるわけでございます。

いずれにいたしましても、必要以上に使うことによって汚れを加速させる、より増加させるということは避ける必要がございますので、先ほどの御質問にもございましたけれども、何が適正かというのとはなかなかわかりにくいところでございまして、一人一人の御経験で適正な使用、必要以上に使わないということ、水に対する汚濁の増加を防いでいただきたいというふうに考えているわけでございます。

○中村鋭一君 北川長官は先ほど清水さんの質問に対して、どちらかといえば洗剤が悪で石けんがいい方だというふうな御答弁をなさったように私にはお聞きしたんですが、いかがでございますか。

○国務大臣(北川石松君) 一概には言い切れないとは思いますが、石けんの方が洗剤よりは自然的であるという思いを込めて私は申し次第であります。

○中村鋭一君 これはなかなか難しい問題ではあると思うんですが、結局話の適正な使い方というところに帰っていくと思うんです。

そこで、今回の法改正は一つの理念法といえますか宣言法であるわけでございます、現実にはやはりPRをしていかなきゃいけません。そしてまた、滋賀県の現状を見ますと、排水口のところは例のストレーナー、三角コーナーといいますが、これの普及が大変積極的に県が呼びかけて、生活者の男女を問わず皆さんは一日二回ぐらいはあれを取りかえなきゃいけない、大変面倒なことですけれども。

そういう点について、この法改正を具体化するためには環境庁としてそのPRの仕方、啓発宣伝活動、これは予算も含めてどういふプランをお持ちか、お尋ねいたします。

○政府委員(安橋隆雄君) 既に先進的な県でございまして滋賀県でそういう運動を起こしていただいておりますし、個別の事例でございまして、そういう運動の結果SSその他の項目で二割ぐらいいのカットが見られるというふうな事例もございまして、施設の整備充実ということとあわせて啓発普及というのは大変重要なことだと認識しております。

私どももいたしまして、パンフレットの作成でございまして、あるいはマニユアルの作成等を通じて、国、県を挙げて、あるいは市町村にも啓発事業の実施主体ということで加わっていただきまして、研修会を開かせていただきまして指導員を通じてそういった関係のPRもしていきたいと思っております。

つてしましますと、これはもう大自然も破壊されていきますし、私は特に琵琶湖の水を飲んでおる一人であります。やはり琵琶湖は日本の琵琶湖、滋賀県だけじゃなしに日本の湖であり、私はみんなの湖だと思ひます。琵琶湖総合開発の法令ができて琵琶湖に金がどんどん行くからというてどんどん悪い方に持っていくたらいかぬ、こういう思いをいたしますので、今後とも委員の意向を体しながら環境庁としては一遍琵琶湖も視察させていただきます、そして環境庁としてのやはり大自然を愛する、保護するという立場でやっていきたい、こう思っております。

○中村鋭一君 ありがとうございます。

○山田勇君 私が最終質疑者でございます。よろしくお願ひをいたしておきます。

今回の法改正は遅きに失したという感はあるにしても、生活排水に焦点を合わせて官民ともにきれいな水を守ろうということに努力することは高く評価すべきことであります。空気、太陽、水、バナナ、これは子供のころ聞いたバナナの宣伝文句であります、バナナは別といたしまして、空気も太陽も水も、人間にとって生きていく上で絶対に欠かせないものであります。

〔委員長退席、理事清水澄子君着席〕

しかし、そのいずれもが人間にとつてというより全生物にとつて今危険な状態にあります。それも万物の霊長とか言われる人間がその危機的な状況をつくり出しています。残念なことですが、まず本法改正により水質汚濁改善にどのような効果があると考えておられますか。ところで、これまでの生活排水について環境庁としてはどのような対策を講じてきましたか。また、その対策による効果はどう評価しておりますか。簡単に結構でございます、ぜひお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(安橋隆雄君) 本法の改正の効果でございますが、もしこの法律で書いてございますような啓発事業がある地域で完全に実施されますと、実施前に比べまして家庭からの排水によりま

す汚濁負荷量は約二割程度軽減するのではないかと、いうふうに考えております。また施設整備の効果でございますが、そのまま流されていた生活排水が生活排水処理施設で処理された後流されるということになりますと九割程度よくなる、つまり汚濁負荷量が十分の一になるというふうに考えているわけでございます。

もう一つの御質問でございます、これまでではどのような対策を環境庁が生活排水対策としてやってきたかという御質問でございますけれども、これまででは、まず水質汚濁防止法に基づきましては総量規制地域におきまして生活排水を排出する者に対しては知事が汚濁負荷量の削減のための指導を行えるというような制度を設けておりましたし、あるいは湖沼の水質保全特別措置法におきましては個人の方々に対しまして生活排水対策についての施策をしてきたわけでございますが、全体として見ますれば、どちらかというと産業系の対策が中心になっておりましたので、制度的なものとしては微々たるものであったというふうに言わざるを得ません。足らざるところをこの際法律改正で補うというのが今回の改正の趣旨でございます。

〔理事清水澄子君退席、委員長着席〕

○山田勇君 最近ではリゾートブームと言われて全国至るところでゴルフ場が造成されておりますが、これがまた水質汚濁の原因ともなっております。特に農業散布による地下水の汚染が心配されております。

環境庁は、五月二十三日に二十一種類の農業基準値を盛り込んだ暫定指導指針を決め、これを各都道府県に通知をし、一年以内にゴルフ場の水質検査を実施、一種類でも基準を超えた場合、農業の使用や施設の改善を指導するように求めているというのですが、基準を超えた場合、使用禁止という強い方向は考えられないんですか。また、暫定指導指針の暫定とはどういう意味なのか、お答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(安橋隆雄君) 先ほど通達いたしました

暫定指針におきまして、指針値を超えた農業が検出された場合には直ちに下流域に連絡をとるとともにその超えた原因を究明し、農業の使い方が悪いということがわかりましたら直ちに使い方につきまして指導を強化するというような対策を講じるよう、その同じ通達の中で指示しているところでございます。

この通達の暫定という意味でございますけれども、ゴルフ場から流れ出る水にまじって出てきます農業につきましても早急に対策をしなければならぬという、そういう緊急性な課題に対処いたしまして、今まで得られておりましたいろいろな知見をもとにいたしました専門家の御意見も聞いて人の健康を守るために慎重に検討の結果決めさせていただきました。今後この知見自体が新しいものがわかりましたりしました場合にはそれを加味して指針値を変えるなり、あるいは農業の追加を行いますなり、あるいは指導の内容も変えていかなければならないというふうなことを考えておりましたので、そういう意味で暫定という言葉を使わせていただいているような次第でございます。

○山田勇君 午前中の質疑の中でも、二十一種類とありあえず決めてありますがそのほかにも悪い影響が出てくるようなものについては漸次それをまた入れていくということですから、わかりました。

それと、ゴルフ場造成については、それに伴う農業汚染、環境破壊などいろいろ問題となり、政府としても関係七省庁による連絡会議を発足させているようでございますが、リゾート開発の名のもとに無秩序な乱開発になるおそれもあり、環境庁としては自然を守るといふ観点から連絡会議の中でも強い立場でリゾーダーシップを発揮していただきたいと思ひますが、その点いかがでしょうか。

○政府委員(山内豊徳君) 七省庁で現在協議されております問題は、どちらかといいますとでき上がりましたゴルフ場の適正な管理が中心にならう

かと思ひますが、今先生御指摘のように、つくります計画段階での何らかの意味での規制ができなかつたということが一つの懸案でございます。

環境庁といたしましては、国立公園の特別地域での禁止という四十九年以来的政策はこれは貫いてきたわけでございますが、過日、六月一日で国立公園の普通地域といえども自然樹林を大幅に残すことを前提としなければ今後開発を認めないという趣旨の通達を出させていただきました。これに呼応してというわけではないかと思ひますが、林野庁におかれましてはその後林地開発基準をさらに強める方向で通達を出されたら何って

この問題は、国立公園以外の場所でも都道府県なりがゴルフ場の立地についていろいろ規制していただいております。現在十九都県でそういう規定があるのでございますが、そういうものが率直に申し上げまして強められる方向で効果すればと思っております。近々全国の自然環境保護の担当課長会議もございまして、果での取り組みの今後の推移もよく私も聞きながら、場合によっては十分関係省庁とも連携をとった上でこの問題に取り組みたいと考えております。

○山田勇君 大臣がお戻りになりましたので、次に、私の地元であります大阪は、上水道の水源の大部分は琵琶湖に頼っております。その琵琶湖は合成洗剤などを含めた汚染により水質が悪くなつており、脱臭などに多くの労力を費やしておりますが、湖沼の浄化に下水道の整備がやはり重要なポイントだと考えます。

先ほど来中村委員は切々と湖水の浄化ということとで質疑をなさつておりましたが、長官、たまたまきのう、私、所用ありまして大阪へ戻りまして十一時過ぎのテレビを見ておりました、ちょうど大阪府の水質研究所の所員の方がテレビに出ておりました、今までのいろんな研究のことをお話をしておりました。今皆さんがお答えになつておりましたように、このプランクトンの問題、それからフォルミディウムですか、ちょっと憶えにくい

○山田勇君　ありがとうございます。

○委員長（大森昭君）　他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。――別に御発言もないようですから、こ

れより直ちに採決に入ります。
水質汚濁防止法等の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大森昭君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、清水澄子君から発言を求められておりますので、これを許します。清水君。

○清水澄子君 私は、ただいま可決されました水質汚濁防止法等の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、日本共産党、連合参議院、民社党・スポーツ・国民連合の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

水質汚濁防止法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項につき適切な措置を講ずべきである。

一、産業系排水の規制について、規制基準の強化及び未規制の工場、事業場等に対する排水規制の実施等に努めること。

二、公共用水域の水質を保全するため、農業等の化学物質に対する規制の強化に努めること。

三、下水道、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント等の整備の推進、合併処理浄化槽設置にかかる助成制度の充実等、生活排水処理施設の整備を強力に推進すること。

四、国民に対し、分解性が高く、汚濁負荷が低い等公共用水域の汚濁の生じにくい洗剤の使用の普及を図る等、積極的な啓発・広報の事業を実施すること。

五、生活排水対策推進計画の実施については、生活排水対策推進市町村の負担が過重とならないよう努めること。

六、水質に影響を与える洗剤等の商品の製造等に際して、できるだけ水質に対する汚濁の負

荷が低く生態系への影響の少ない商品の製造等に努めるよう事業者の指導に努めること。
七、生活排水対策推進計画の策定に当たっては、住民の意向が適切に反映されるよう努めること。

右決議する。

以上でございます。

○委員長(大森昭君) ただいま清水君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大森昭君) 全会一致と認めます。よって、清水君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。ただいまの決議に対し、北川環境庁長官から発言を求められておりますので、これを許します。北川環境庁長官。

○国務大臣(北川石松君) ただいま御決議になりました附帯決議につきましては、その御趣旨を十分尊重し、体しまして努力いたします。

ありがとうございます。

○委員長(大森昭君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大森昭君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(大森昭君) 次に、スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。北川環境庁長官。

○国務大臣(北川石松君) ただいま議題となりましたスパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

近年、積雪寒冷地域におけるスパイクタイヤ粉じんにによる大気汚染は深刻な社会問題となっており、スパイクタイヤ粉じんは生活環境の悪化をもたらすのみならず、人の健康への影響も懸念されており、その未然防止が緊急の課題となっております。

スパイクタイヤ粉じんに関しては、従来から国、地方公共団体及び国民各層において各種の取り組みがなされてきておりますが、問題の解決に至らず、依然として厳しい状況にあります。

このため、中央公害対策審議会において、スパイクタイヤ粉じんの発生防止のための制度の基本的なあり方について答申が取りまとめられたところであります。

今回の法律案はこの答申を踏まえ、スパイクタイヤ粉じんによる健康影響を防止し、生活環境を保全する観点から、スパイクタイヤの使用規制等の措置を定め、スパイクタイヤ粉じんの発生を防止するための制度を創設するものであります。

次に、法律案の主要事項について、その概略を御説明申し上げます。

第一に、目的についてであります。この法律案におきましては、スパイクタイヤの使用を規制し、及びスパイクタイヤ粉じんの発生を防止に関する対策を実施すること等により、スパイクタイヤ粉じんの発生を防止し、もって国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的としております。

第二に、国民並びに国及び地方公共団体の責務についてであります。国民は、スパイクタイヤ粉じんを発生させないよう努めなければならないこととしております。また、国は、スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する施策を推進するよう努めなければならないこととし、地方公共団体は、当該地域の自然的、社会的条件に応じたスパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する施策の実施に努めなければならないこととしております。

第三に、指定地域についてであります。環境庁長官は、住居が集合している地域その他の地域で

あって、スパイクタイヤ粉じんの発生を防止することにより住民の健康を保護するとともに生活環境を保全することが特に必要であるものを、所要の手續を経た上で、指定地域として指定しなければならないこととしております。

第四に、対策の実施についてであります。指定地域に係る都道府県は、当該指定地域の特性を考慮しつつ、知識の普及、住民の意識の高揚及び調査の実施に努めなければならないこととしております。

第五に、スパイクタイヤの使用の禁止についてであります。指定地域内の舗装道路の積雪または凍結の状態にない部分においては、原則として、スパイクタイヤを使用してはならないこととし、これに違反した者については、罰則を科することとしております。

この法律案の施行期日は公布の日としております。ただし、スパイクタイヤの使用の禁止については平成三年四月一日から、罰則については平成四年四月一日から施行するほか、大型車等について所要の経過措置を設けることとしております。

以上が本法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(大森昭君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ります。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時五十六分散会

六月七日日本委員会に左の案件が付託された。(予備審査のための付託は五月二十三日)

一、水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(衆)

六月十二日予備審査のため、本委員会に左の案件

が付託された。

一、空き缶、空き瓶等の回収に関する法律案

(衆)

空き缶、空き瓶等の回収に関する法律案

(目的)

第一条 この法律は、空き缶、空き瓶等飲料等の詰められていた容器の事業者等による回収のために必要な措置等を定めることにより、これらの容器の散乱の防止及び回収された容器の再資源化の促進を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「指定容器」とは、販売の用に供される飲料その他主として一般消費者の生活の用に供される物品（以下「飲料等」という。）の缶、瓶等の容器で飲料等と一体として販売されるもの（輸出の用に供されるものを除く。）のうち、金属製のもの、ガラス製のもの、プラスチック製のものその他のものでその散乱によって生活環境を著しく損なうおそれのあるものとして政令で定めるものをいう。

2 この法律において「事業者」とは、飲料等を指定容器に詰めてこれを販売する事業者を営む者及び指定容器に詰めた飲料等を輸入してこれを販売する事業者を営む者をいう。

3 この法律において「容器製造業者」とは、指定容器を製造してこれを販売する事業者を営む者をいう。

4 この法律において「卸売業者」とは、指定容器に詰めた飲料等の卸売の事業者を営む者をいう。

5 この法律において「小売業者」とは、指定容器に詰めた飲料等の小売の事業者を営む者をいう。

(事業者等による指定容器の回収等)

第三条 事業者、容器製造業者及び卸売業者（以下「事業者等」という。）は、総理府令、主務省令

で定めるところにより、指定容器の表面に、当該指定容器を当該事業者等が設置する指定容器の回収の業務を行う場所（以下「指定容器リサイクルコーナー」という。）に持参した者に対して当該指定容器と引換えに政令で定める金額を支払う旨の表示をしなければならない。

2 前項の表示をした事業者等は、当該表示のある指定容器を当該事業者等が設置する指定容器リサイクルコーナーに持参した者に対して、当該指定容器と引換えに、同項に規定する金額を支払わなければならない。

3 事業者等は、市町村長が指定する場所に、指定容器リサイクルコーナーを設置しなければならない。

4 市町村長は、前項の規定による指定を行うに当たっては、指定容器に詰めた飲料等の流通及び消費の実情並びに消費者の利便を考慮して政令で定める基準に従い、事業者等その他関係者の意見を聴いて、指定容器の効率的な回収を図ることを旨としてこれを行わなければならない。

5 事業者等は、回収した指定容器について、その再利用又は再生利用を図られることとなるように配慮してこれを処理するものとする。

(指定容器の回収等の共同)

第四条 事業者等は、共同して前条に規定する措置を講ずるものとする。

(事業者等の経費の負担の調整)

第五条 事業者等が第三条に規定する措置を講ずるのに必要な経費の負担の調整に関し必要な事項は、当事者間の協議により定める。

2 主務大臣は、前項の規定による負担の調整に関し、当事者のうち一以上の申出に基づき、あつせんをすることができ。

(小売業者の協力等)

第六条 小売業者は、指定容器リサイクルコーナーの設置その他の第三条に規定する措置が円滑に講ぜられることとなるように事業者等に協力しなければならない。

2 指定容器に詰めた飲料等の自動販売機を製造する者は、指定容器の回収を促進するために必要な技術の開発を行うように努めなければならない。

(国及び地方公共団体の援助等)

第七条 国及び地方公共団体は、指定容器リサイクルコーナーの設置のため、その管理する土地等を使用させるように努めるものとする。

2 国及び都道府県は、事業者等による指定容器の回収及び指定容器の再利用又は再生利用を促進するために必要な技術の開発を行うように努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、事業者等による指定容器の回収及び指定容器の再利用又は再生利用を促進するために必要な指導、助言、資金の融通のあつせん、経費の補助その他の援助を行うように努めるものとする。

(空き缶、空き瓶等回収対策審議会)

第八条 環境庁に、空き缶、空き瓶等回収対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、関係大臣の諮問に応じ、事業者等による飲料等の容器の回収及び飲料等の容器の再利用又は再生利用の促進に関する重要事項を調査審議する。

3 主務大臣は、第二条第一項又は第三条第一項若しくは第四項の政令又は改廃の立案をしようとするときは、審議会に諮問しなければならない。

4 審議会は、第二項に規定する事項に関し関係大臣に意見を述べることができる。

5 審議会は、次に掲げる者につき、内閣総理大臣が任命する委員三十人以内で組織する。

一 飲料等の容器を製造してこれを販売する事業者を代表する者
三人以内
二 容器に飲料等を詰めてこれを販売する事業者を営む者及び容器に詰めた飲料等を輸入してこれを販売する事業者を営む者を代表する者
五人以内

三 容器に詰めた飲料等の卸売の事業者を営む者を代表する者
三人以内
四 容器に詰めた飲料等の小売の事業者を営む者を代表する者
二人以内
五 飲料等の容器を回収する事業者を営む者を代表する者
二人以内
六 一般消費者
六人以上
七 学識経験のある者
六人以上
八 地方公共団体の長
三人以内
六 委員は、非常勤とする。

7 前二項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(報告及び公表)

第九条 主務大臣は、事業者等が第三条第一項から第三項までの規定に従っていないと認めるときは、その者に対し、これらの規定に従うべきことを勧告することができる。

2 主務大臣は、前項の規定による勧告をした場合において、事業者等がその勧告に従っていないと認めるときは、その旨を公表することができる。

(報告)

第十条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、事業者等に対し、業務の状況に関し報告を求めることができる。

(主務大臣等)

第十一条 この法律における主務大臣は、環境庁長官及び当該容器に飲料等を詰めてこれを販売する事業者、当該容器に詰めた飲料等を輸入してこれを販売する事業者、当該容器を製造してこれを販売する事業者又は当該容器に詰めた飲料等の卸売の事業者を所管する大臣とする。

2 この法律における総理府令、主務省令は、内閣総理大臣及び主務大臣の発する命令とする。

(権限の委任)

第十二条 この法律に規定する主務大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を都道府県知事に委任することができる。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(環境庁設置法の一部改正)

2 環境庁設置法(昭和四十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第十七号の次に次の一号を加える。

十七の二 空き缶、空き瓶等の回収に関する法律(平成二年法律第 号)の施行に関する事務を処理すること。